

一、歳入・歳出 税制・財政

I、財政健全化（構造問題）

1. 短期的課題 健全化への道筋

(1) 日銀による国債の買い入れ

日本の借金は 1200 兆円とも 900 兆円ともいわれる。このため、消費税を 5%から 10%に引き上げる増税案が検討中である。消費税は 1%で 2 兆円の税収といわれる。計算上では、消費税率を 5%引き上げ 10%にすれば 10 兆円、税収が増える。しかし、個人消費支出の減少、経済成長率の低下により税収も下がる。結局、消費税率を 10%にしても、実際の増収は、楽観的に考えても 8 兆円程度であろう。歳入と歳出の差額は約 45 兆円である。そのうち、20 兆円は国債の償還と利息の支払いであるが、それを除いても 25 兆円の差額である。8 兆円程度の増税では問題は解決しない。もしも、消費税増税で財政を健全化するのであれば、消費税の税率は 25%から 30%になる。中小企業の場合、増税分をそのまま価格に転嫁することは至難である。消費税の税率が、25%から 30%になった場合、多くの中小企業が倒産すると思われる。

財政の健全化は「消費税増税」の他に「日銀に 1 万円札を大量印刷させて国債を買い入れる」ことが考えられる。「日銀の国債買い入れ」は為替相場を円安に誘導する。輸入製品が高騰することからインフレになる。円安により国の持つ米国債、米ドル等、外貨資産の価値が上昇する。国有地の価格もインフレにより値上がりする。このため、財政は健全化する。財政の健全化は、国民が、財政赤字を増税で負担するか、インフレで負担するかという問題である。

日本のように資源を輸入し加工・輸出している国では、極論すると為替の影響を受けるのは賃金だけである。円安・インフレだと生活は苦しくなるが、国際比較で賃金が安くなる。このため、輸出が増える。仮に、1 ドル 80 円から 1 ドル 160 円に円が暴落したとすれば物価は上がるが、対中国比較では賃金が半分に減少したことになる。

中小企業にとっては、「消費税増税」より「円安・インフレ」での負担が、有利である。

円安で、中国製品が高くなる→輸入が減り輸出が増える→仕事が増える→景気がよくなる。

また、2009 年 9 月末の日本国家のバランスシートによれば、資産で、米国債、米ドル等の外貨、株券等（約 463 兆円）がある。

日本国家のバランスシート 2009 年 9 月末速報値・6 月末確定値（単位：兆円）

http://members3.jcom.home.ne.jp/takaaki.mitsuhashi/data_26.html

また、日本の国の貸借対照表

<http://hw001.spaaqs.ne.jp/iica/0909mr.pdf#search='2009年の国のバランスシート>

これには財務省による下のような記事が掲載されている。

(米国財務省証券の保有残高)

「政府の財産の中で際立って大きいのは「有価証券」だ。18年度の 91 兆円が 105 兆円に増加した。「有価証券」に分類されるのは「政策目的以外に保有する有価証券」で「独立行政法人等債権」や「外国為替資金特別会計の外貨証券等」。後者の中に米国財務省証券 (Treasury Securities) が含まれているが内訳は示されていない。

105 兆円の財産の6～7割は米国財務省証券であるといわれる。」

結局、日本は世界一の借金がある。けれども、世界一の、米国債、米ドル等の資産も持っている金持ちということにもなる。確かに少子・高齢化で将来に不安はある。しかし、少子・高齢化には移民により対応することも考えられる。

借金の削減は、「赤字国債の日銀買い入れ」による円安・インフレで、米ドル・米国債、特殊法人・旧公社株等（約350兆円）を値上がりさせた後、売却したその金で、日銀に買い入れさせた国債を引き取ることで可能だと思う。

日銀の国債買い入れにはハイパーインフレを危惧した反対が多い。しかし、国債買い入れ時に日銀が印刷し市中に放出した大量の1万円札は、上記のように資産の売却等で適時に回収できる。

また、日本には平成21年末で、約266兆円の対外純資産（対外資産と対外負債の差額）がある。円安が進行すれば、この巨額の対外純資産売却が始まる。巨額の対外純資産も円安に一定の歯止めをかける。そのため、ハイパーインフレの危険は少ない。

国債買い入れによる円安・インフレで、売却資産の価値を大きく増やした後に、売り逃げることで、日本は巨額の利益が得ることもできる。

尚、日本の場合について、国債は国が国民から借りている借金であるが、国民が直接に国債を買っているわけではない。国民は銀行に預金し、銀行が国債を買う。国民は、間接的に国債を買っているのである。現在、日本人と日本企業が、低利にもかかわらず、日本の銀行に預金しているのは華僑のように国際社会に馴染んでいないためもある。しかし、企業は国際化が進む。国際化による産業空洞化は企業の預金を海外に移すだけではない。関係する人間を海外に移住させることから、その預金も移転させることになる。年金生活者の海外移住も始まっている。年金生活者も預金を外国に持ち出す。

また、産業空洞化により、国内の働く場所は減少する。このため、国内では失業者が増える。失業者が増えれば、預金は減少する。年金で生活する高齢者も預金を取り崩して生活する。少子・高齢化とグローバル化により国内の銀行預金は減少する。国内の銀行預金が減少する前に財政を健全化する必要がある。日銀による国債の買い入れは日本に資産と国民の預金が十分にある今でしかできないことに留意する必要がある。

(2) アングラマネーへの課税

① 密告制、税務職員の不正発見歩合制

20兆円とも30兆円とも言われる不透明なアングラマネーに課税することで税収を増やすことができる。アングラマネーの規模については第一生命経済研究所の門倉貴史が23兆円余りと推定している。しかし、不動産業界のアングラマネーが含まれていない。税務署に売却が分かるのは登記時であるため、登記の中抜き（不動産が登記をしないまま業者間をころがされること）の場合、不動産取引の課税は適正捕捉にされない。このため、中間の業者の所得について、適正な課税ができない。対策としては密告制、税務職員の不正発見歩合制が提案されているが、日本が、陰湿な社会になる可能性がある。また、冤罪に苦しむ個人、企業が増える懸念もある。このため、密告制、税務職員の不正発見歩合制は暴力団の資金源のように誰の目からも悪質であることが明らかな場合に限定することが望ましい。また、暴力団等の反社会的勢力への課税による税収増が地元還元できるシステムを構築すべきである。そのようなシステムが構築できるのであれば法人会等の地域ボランティア団体もアングラマネーに課税することに協力すると思う。

不正脱漏所得金額の大きい業種は暴力団等の反社会的勢力の資金源になることが多く問題である。税務当局が所得の把握が困難な個人事業者の問題もある。暴力団等の反社会的勢力による不正脱漏所得の問題は社会秩序の面からも再検討すべき重要な問題と考える。

② タックス・ヘイヴンを利用した租税回避を防ぐことで歳入が増えること

オリンパス・AIJ事件の本質はタックス・ヘイヴンを利用した飛ばしである。

(オリンパス事件)

オリンパスが、1000億円の投資損失を隠して処理するため利用したのが、「飛ばし」である。

オリンパスには不審な取引があった。オリンパスはジャイラス（英医療機器メーカー）を2000億円で買収した。その時に「AXES」とその関連会社「AXAM」という英ケイマン諸島の2社にアドバイザー報酬として700億円支払っている。また、アルティス（資源リサイクル）、ヒューマラボ（化粧品・健康食品販売）、ニューズシェフ（電子レンジ調理容器製造）、（3社とも同一住所）を734億円で買収した。これらの取引は社内でも噂になっていた。2011年4月、マイケル・ウッドフォードがオリンパス社長に就任した。ウッドフォードは雑誌月刊FACTAの告発記事を見て事実を知り、英国の監査法人PwCに調査を依頼した。多くの問題点が報告されたため、菊川会長及び副社長に辞任を促したが、逆にウッドフォードが解任された。

オリンパス事件の問題点は次の通りである

- ・7億7,300万ドルで買収した3社の投資額の約7割が減損処理されていたこと
- ・英医療機器メーカー・ジャイラス買収において、多額のアドバイザー報酬を租税回避地であるケイマン諸島に所在するAXAMに支払っていたこと
- ・オリンパス社外監査法人だったKPMGもジャイラス及びAXAMの不正会計を示唆していたこと
- ・オリンパスが子会社化したITXに関するオリンパスの会計処理についても疑念があること
- ・オリンパスの投資損失は約1000億円であったが、これを隠蔽する費用が投資アドバイザー等への支払い等で倍の2000億年に膨れ上がったといわれている。

(AIJ事件)

AIJ投資顧問は運送会社や建設会社、電気工事会社など中小企業の厚生年金基金の運用を主力としており、2011年9月末時点で、124の企業年金から1984億円の資産の運用を受託していた。同社は、顧客に対し、240%の運用利回りを確保していると説明してきたが、2012年1月下旬の証券取引等監視委員会の検査により、運用資産の大部分が消失していることが明らかとなった。年金運用会社のずさんな実態が判明したことは、企業年金の運営に深刻な影響を与えそうだ。浅川社長は外資系証券時代、オリンパスの損失隠し事件で逮捕、起訴された中川昭夫被告（61）の部下、AIJの海外ファンドへの投資を行ってきた高橋氏は中川被告の秘書だった。2人はここで知り合い、浅川社長が、数字に強く海外ファンド事情にも明るい高橋氏を引き抜く形で重宝してきた。

資金移動は、浅川社長の支配下にある2つの投資事業組合などを通じて行われていたが、組合からの金の出し入れは高橋氏が一手に担当していた。また、高橋氏は英領バージン諸島にあるファンド管理会社「エイム・インベストメント・アドバイザーズ」（AIA）の取締役でもある。同社には香港の銀行から実態に即した運用実績が送られてきたが、浅川社長が虚偽の運用実績を作り、高橋氏が書面化していた。こうした「転売スキーム」や運用実績の水増しは、いずれも浅川社長が主導、高橋氏が実務を担っており、高橋氏は浅川社長による不正の「すべて」を知りうる立場にいた。

(不正増資事件)

国際石油開発帝石の増資情報を漏らした件で、主幹事証券会社（野村証券）が被害を与えたとされ証券取引等監視委員会に摘発された。「日本の証券市場にとって前例のない非常に重大な事案」（監視委幹部）とされている。しかし、類似事例は無数にある。

ルールとしての「空売り規制」はあるが、海外投資家を規制できない不平等なものである。海外投資家だけが儲かる仕組みである。しかし、海外投資家（ヘッジファンド）の取引が無いと巨額の新株発行が出来ない。国際石油開発帝石に限らず巨額増資は、海外向けが多く、幹事証券は巨額の手数料のために海外投資家（ヘッジファンド）に事前情報提供、貸株の提供を行っている。国際石油開発帝石の場合の手数料総額は195億円である。

公開株は増資することで、株券を株式市場で販売できる。しかし、外部の人間には企業の実態は解り難い。販売された株価が実価と異なることはよくある。日本の証券市場は極めて不透明である。反社会勢力が不正増資で

得た資金をバミューダ、ケイマン、香港等のタックス・ヘイヴンを利用して租税を回避する。

日航増資で相場操縦 香港企業が数億円不正利得

<http://news.livedoor.com/article/detail/5866260/>

「経営再建中の日本航空が実施した公募増資で相場操縦を行ったとして、香港の証券先物委員会は15日、現地法令に基づき、香港の投資運用会社「オアシス」と最高運用責任者のセス・フィッシャー氏にそれぞれ制裁金750万香港ドル（約7500万円）を課したと発表した」

日本航空の2006年の公募増資には株主総会直後に、38%の大幅増資、社外取締役が出席できない「当日の朝9時」に連絡等、手続き上の問題があった。（2006年8月8日、日経ビジネス）

増資後、日本航空株価は増資後、暴落し、「カラ売り」をしていたファンド等が不正な利益を得ていた。証券取引等監視委員会は日本航空株価の暴落の原因となった「カラ売り」を仕掛けていた香港ファンドを突き止め、香港の証券規制当局に情報提供、法令に基づいた関係者の処分を求めていることを明らかにしている。日本の証券市場は極めて不透明である。再生ファンドはバミューダ、ケイマン、香港等のタックス・ヘイヴンを利用して租税を回避する。再生ファンドは反社会的勢力と提携することもある。山口組の大幹部であった後藤忠正氏が、日本航空の個人では筆頭株主であったこともある。株式市場が暴力団等、反社会的勢力の資金源となっていることは問題である。監査法人と税務当局が情報の共有等の連携により株式市場を暴力団等、反社会的勢力から解放することが望ましい。

(租税回避地との租税協定等)

平成23年10月18日からオリンパス・AIJが「飛ばし」に使ったケイマン諸島にも「税金の網」が、かかるようになった。

<http://blog.zaq.ne.jp/kobedream/article/908/>

インターネットの財務省のサイトに掲載されている「ケイマン諸島との租税協定」は以下の通り。

平成23年10月17日 財務省

■ケイマン諸島との租税協定が発効します

「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定」（平成23年2月7日署名）は、10月14日（金）に、その効力発生に必要な相互の通知が終了しました。これにより、本協定は本年11月13日に発効し、双方において、同日以後に課される租税について適用されます。（以下省略）

この租税協定により海外投資収入隠蔽に使われたケイマンの「マネーロンダリング」により回避してきた法人税や所得税の補足が期待できる。また、今後は、租税条約が結ばれていない他の租税回避地とも租税条約を締結し脱税や裏金のマネーロンダリングを阻止することが予測される。既に租税協定締結後、国税庁はケイマン諸島などに金融取引の情報を知らせるよう求めるようになった。そのため、日本からケイマン諸島に流出する資金は減少している。

しかし、租税回避地の姿勢は消極的だ。租税回避地は、銀行口座の存在や、取引記録を公開していない。秘密口座を突き止めることは困難であるため不正な租税回避は残る。市民団体「税公正ネットワーク」は租税回避地には十一兆五千億ドル（約九百三十一兆円）が流れ込み、このため年二千五百億ドル（約二十兆円）の税逃れが起きているとみている。各国とも税逃れを問題にしている。

また、オリンパス事件で有名になったリヒテンシュタイン銀行のように顧客情報の守秘性が高い、プライベートバンクは世界の富裕層の租税回避にも利用されている。このことも問題である。

オリンパス・AIJは、顧客情報の守秘性が高いプライベートバンクや租税回避地を使い、隠し財産を隠匿している可能性もある。取り締まりをいっそう強化する必要がある。

国際的な租税回避行為を阻止するためには各国の連携が必要とされる。

オリンパス事件では損失隠しに使われた「巨額報酬」は米国籍のアクシズ・アメリカに支払われている。アクシズ・アメリカはパートナーシップではないかと思う。米国のパートナーシップはチェック・ザ・ボックスにより所得税課税を選択することが多い。オリンパスは米国でも活動している。このため、「巨額報酬」を支払ったオリンパス本社には30%の源泉徴収義務がある可能性がある。この問題については日本の国税庁から米国のIRSに税務資料を積極的に提供する問題と考える。日本国内の租税回避行為の取り締まりでも認定賞与は効果がある。源泉徴収は納税者番号があると補足が容易になる。日本でも納税者番号が検討されている。将来的には世界各国の納税者番号を連携することで国際的租税回避行為を阻止することも検討すべきである。

(3) 税率の引き下げと最適税率の確定

脱税・節税は事務が煩雑である。税理士等の手数料も高額である。納税者は税負担と脱税・節税の煩雑・手数料を比較し一方を選択する。税率の引き下げは脱税・節税の意欲を衰退させる。税率を引き上げれば税収が増えるという考え方は間違いだ。税収を増やす最適税率の選定は極めて重要である。また、最適税率は社会・経済情勢によって常に変化する。科学的な分析により、客観的に最適税制を選定する最適税率選定専門集団を組織したい。

2. 中・長期的課題 基礎的収支の赤字半減・黒字化 国債残高の安定的引き下げ

(1) 三位一体の改革（地方への税源委譲等）

財政赤字を縮小するためには財政補助金と地方交付税の削減及び地方自治体への税源の移譲を同時に実施する三位一体改革が必要である。税制改正の中心は地方への事業と税源の委譲である。財政赤字の削減には移民が重要になる。移民の受け入れの成功は地域社会の協力と努力による。移民の受け入れを成功させるためには移民受け入れの利益を地域社会に還元するべきである。自助努力による成功報酬として減税・高福祉が実現する税制を構築したい。そのためにも地方に事業と税源の委譲を促進したい。

(2) 少子高齢化対策、移民税制の確立

日本の出生率が1970年代半ばから人口を一定の規模で保持する水準を大きく割り込んでいるため今世紀初頭から始まる人口減少を避けることが出来ない。

(国立社会保障・人口問題研究所)

http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest02/1/suikai_g.html

財政改革のためには経済・社会を保つのが前提になる。このため、多くの移民の受け入れが必要になる。しかし、人口減少は先進国共通の問題である。先進国全体が人口を維持するためには、途上国から年200万人が移る必要があるといわれる。各国が優秀な外国人を奪い合う争奪戦がおきる可能性がある。争奪戦を勝ち抜くためには母国と受け入れ先の自治体の連携は有効である。移民の母国の自治体と受け入れ国の自治体が提携し税をわけあう税制を確立することで移民の争奪戦を勝ち抜ける。移民の受け入れには反対も大きい。治安が悪化することを不安に思う人が多い。また、日本人が移民との競争に負け職を失い困窮することが危惧される。このような不安や危惧を緩和する制度も必要である。土地に関する権利を日本人や共同体に留保することで、この問題に対応できる可能性がある。土地に関する権利は固定資産税等の不動産税と連動する。土地に関する権利と固定資産税等の不動産税を地域社会の問題として検討することは重要である。欧州では国境を越えて自治体が姉妹都市に援助を行うことが知られている。また、欧州では、不動産を保有し豊かな財産を持つ共同体が多い。共同体の不動産は中世からの村の共有地が共同体に受け継がれたものである。(日本でも里山が、この共有地にあたるが、里山は明治時代に国有地にされた) 欧州の共同体は財産を管理しその利益をメンバーに配分する。また特に社会、文化面で公共活動を行う。このような欧州の共同体を参考に日本においても地域社会を再構築する税制を検討し確立すべきである。

以下は swissinfo.ch にあった、姉妹都市援助の例である。

<http://www.swissinfo.ch/jpn/index.html?cid=4483420>

「スイスでも外国の都市と姉妹都市の関係を持つ自治体は多い。しかも、長期にわたり友好関係が続き、単なる姉妹都市以上の親交が深まることもある。多くの自治体が長期にわたり積極的に、姉妹都市との交友を深めている。東欧との関係を結ぶスイスの自治体は多く、援助関係が発展し交友が深まっている好例が見られる。ヴィル市はドブレツェン・ヴィルキ市の病院などに停電用の発電機を贈与したり、ガス管や配電の拡張に協力するなど、活発に交流している。援助関係から市民の交流がさらに深まった例もある。ベルン州のイッティンゲン市は、ベラルーシ共和国のダブルシ市と姉妹都市の関係にある。ヴァルター・フライ市長は「姉妹関係が発展し、いまはそれ以上の関係にある」と提携したことは有意義だったという。長年にわたる交友を通し、市民一人ひとりがダブルシの市民と「友人関係」にあるという。」

II 社会保障費の財源確保

1. 短期的課題 公的年金のあり方（税方式、保険料方式） 安定的財源の確保

公的年金は税方式が望ましい。徴収を歳入庁で行えるため、徴収が効率的である。しかし、積み立てた年金受給額は、居住・市町村ごとに毎年、決定したポイントの累積で、決定すべきである。住民が居住・市町村の選択に高い関心を持つことで、各市町村間の競争が期待できる。また、そのために、消費税は市町村の財源とすることが望ましい。

2. 中・長期的課題 持続的な社会保障制度の確立

税源と事業を自治体に移譲すれば税源と事業を住民の努力で変えられるようになる。努力する住民が優れた税制を得ることができる。住民は市町村の事業と税制改正を真剣に検討するだろう。市町村に税源と事業を移譲させる意義はここにある。そして、市町村が税収を増やし財政を豊かにする場合に最も効果があるのは移民である。移民により質の高い若年労働者を確保することが必要である。しかし、移民は犯罪を増加させ社会秩序を破壊することが多い。在日朝鮮人、本土に移住した沖縄人が新部落民となり社会問題になった。移民を閉鎖的な日本社会に融和させることは困難である。けれども持続的な社会保障制度を確立させるためには移民の地域社会に融和させることは重要である。このため、地域で外人労働者の受け入れを選択することが望ましい。このためにも地方分権を強化する必要がある。外人労働者を受け入れた地域住民は税金を安く受け入れない地域住民の税金を高くするために市町村に税源と事業を移すということである。

下記は移民の町、大泉町ホームページの記事からまとめた。移民の長所と短所がよくわかる。

<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>

フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A7%E6%B3%89%E7%94%BA>

「大泉町は移民により生産年齢人口割合が高い。そのため税収が他の市町村よりもある。そのため交付金不交付団体である。財政的に自立している。地方分権・財政自立が移民によってなしとげられることがわかる。けれども、治安は悪化し移民と地元原住民との対立は深刻である。人口密度は群馬県内の市町村の中で最も高い。人口の約 1 割はブラジルやペルー出身の日系人という特徴を持っており、隣接する太田市とともに日系人労働者が多い。外国人比率では全国 1 位である。出稼ぎを目的に来日するブラジル人は、社会・生活面の適応に苦労し、多くの問題に直面した。また、これから派生して犯罪を引き起こす青少年の増加という問題も放置できなくなっている。25 歳以下の外国人犯罪検挙数のうちブラジル人が 3 割強を占めた（2001 年）。特に深刻な問題は義務教育年限の子供達の教育・不就学および青少年犯罪の問題である。子供達を放任しておけば言葉がわからず時間を持て余し、悪の道に染まる。職に就けない若者は麻薬に誘惑される。登校拒否や非行、さらには凶悪犯罪にはしる青少年が急増している。また高校までの学齢期の青少年の 4 割が不就学とも報告されている。ブラジル人犯罪で留置場が埋まることも多い。けれども大泉町における外国人による犯罪検挙数は 1996 年をピークに減少し、1999 年にはピーク時の 1/4 となった。また、殺人・強盗などの粗暴犯の外国人比率は低くなった。」

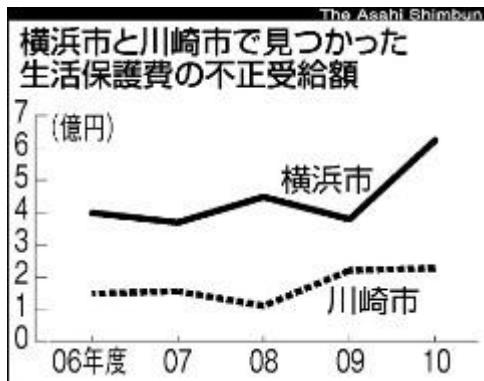
Ⅲ 行財政改革の徹底

1. 短期的課題 無駄の削減

(1) 不正受給の削減

2012年04月27日、朝日新聞デジタルに下記のないようの記事が掲載されていた。

http://mytown.asahi.com/kanagawa/news.php?k_id=15000001204270004



「生活保護費の不正受給を減らすため、横浜市と川崎市が4月、担当部署に元警官を雇用した。厚生労働省も『有効な対策』として後押しするが、現場のケースワーカーからは『申請の抑制につながりかねない』と心配する声も出ている。横浜市では2010年度、過去最高の6億2413万円の不正受給を把握。総受給額(1138億円)の0.5%を占めた。ベトナム人の女が安定した収入があるのに『離婚して生活が苦しい』と嘘をつき、生活保護費をだまし取ったとして逮捕される事件もあった。市は事件をきっかけに対策を検討し始め、4月、国の助成金約1300万円を使い、元警官4人を採用した。」

「厚労省は3月、全国自治体の担当課長を集め、元警官を積極的に雇用するように呼びかけた。05年度から人件費に充てる補助金を制度化しており、利用は徐々に広がっている。10年度は全国74自治体で116人の雇用があったという。」

不正受給を取り締まるのは当然だ。しかし、上記の記事にあるように「申請の抑制につながりかねない」ことは問題である。最近、生活保護を受けることを潔しとせず、餓死する事件も相次いでいる。生活保護費の受給手続きが煩雑になればホームレスが増える可能性もある。

結局、景気を回復させ、雇用を増やすことが、不正受給の最良の解決策である。

近年の日本経済が不振は中国との競争に敗れたことによる。敗北の最大の原因は日本の賃金が中国よりも高いためである。特に中小企業は空洞化、海外資材調達により仕事が減っている。日銀の国債買い入れによる円安は物価を高騰させるが、ドル換算での賃金を下げる。また、中国並の生活水準と賃金水準を持つ経済特区を作れば中国に対抗できる。

市場競争原理で考えれば、中国に低賃金で仕事をとられているのだから、日本も賃金を下げれば、仕事を取り返せることになる。しかし、最低賃金法が、障害になる。労働者を保護するための最低賃金法が労働者から仕事を奪っているともいえる。賃金と生活水準を下げることで雇用を確保することが、生活保護、失業対策費の費用を削減することになる。

日本人が、永久に中国人よりも高い生活水準と賃金水準を維持しなければならないという考え方が、間違っていたのではないだろうか？

(2) 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会の設置

公共事業費を減らす民間企業からの提案は重要である。民間企業の提案を地元企業グループ（法人会、商工会議所等）でまとめ、役所と公共事業費の削減について公開討論する場所が必要である。例えば、警視庁など全国十都県の警察本部から信号機の保守管理を請け負っている日本交通管制技術（横浜市西区）が数十億円、所得を隠し巨額の法人税を脱税していた。日本交通管制技術は元警視總監や警察OBを顧問や役員に迎え警察との深い関係を背景に業務を拡大した。社長の天門太陽は1999年5月31日、東京地裁で懲役3年の実刑判決を受けた。交通関連設備を専門に扱い施工する企業とその関連企業の資本、役員、営業形態（入札）は現在においても極めて不透明である。規格も統一すればコスト削減になると主張する民間企業もある。このように、交通標識だけではなく不透明な公共事業は多い。公共事業費の削減についての専門企業からの提言を公平に公開討論すべきだと考える。

2. 中・長期的課題 無駄の削減

(1) 公的支援の削減 天下り禁止の徹底

以下は天下りの弊害である。天下りが、企業の生産性を下げ、税収を減少させることが、よくわかる。

(A I Jへの天下り)

A I J投資顧問が企業年金から運用受託していた約2000億円の大部分が消失していることが証券取引等監視委員会の検査でわかった。この事件には社会保険庁のOBが多数関与していたと見られている。

厚生年金基金には中小の同業者が集まり、共同で設立した「総合型」がある。このため倒産する可能性のある中小企業が多い。厚生年金基金に加入した会社は基金の債務に連帯で責任を持つ。このため、倒産し脱退する企業が出る度に、残る企業の連帯債務は増える。これでは倒産が連鎖することになる。

厚生年金保険料の一部を基金の掛金とし、基金独自の給付に充てる掛金と合わせて運用し、支給する「代行部分」が設けられている。

今後、損失を被った厚生年金基金は存続できるか難しい。年金額の切り下げも検討せざるをえない。

厚生労働省の天下り役人の不始末を一般国民が補填することなど許されない。今後は厚生年金基金への天下りをしてはならない。運用に対する自己責任が生じているのである。大金を運用する危険は従来から常に存在していた。悪質な運用機関が排除されるのはこれからである。それを見分けるには運用の専門家に委ねなければならない。天下り役人は運用に投資運用に無知で役に立たない。

AIJ投資顧問によって年金資産を失った厚生年金基金に加入している企業だけではない。厚生労働省によると、全国578の年金基金のうち、5割超の314基金で年間の年金支給額が掛け金を上回った（2011年3月期）。積立金を取り崩して年金の支給に充てている。全体の約4割を占める212基金の積立金がゼロで、国から預かって運用している「代行部分」まで積み立て不足に陥っていた。

今でも、中小企業には、損失を穴埋めする余裕はなく、損失が膨らんでいる状況にある。AIJ事件の場合、連帯責任を負うべき瑕疵があったかが問題になる。

このため、以下のような救済策が検討されている。

<http://www.asyura2.com/12/senkyo127/msg/701.html> （毎日新聞）

A I J投資顧問の年金消失問題を受け、政府・民主党は16日、厚生年金基金の公的年金部分の積み立て不足について、厚生年金加入者全体の保険料で補填する検討に入った。同社に委託している同基金は一つを除き、中小の同業者らでつくる「総合型」。加入企業の連鎖倒産が懸念され、救済措置が必要と判断した。

しかし、これでは財政赤字が拡大する。今回のAIJ投資運用顧問会社に誘導・勧誘したのは社会保険庁から天下った官僚である。天下りこそ行政のムダである。最大の財政赤字の原因だと思う。

また、AIJ 事件は、事実が明らかになるほど「金融庁の監督責任」が出てくる。AIJ 事件を「詐欺事件」とするためには警視庁が最初から捜査しなければならない。しかし、AIJ 事件は証券監視委員会と特捜部が捜査している。金商法違反で特捜部が逮捕した容疑者は、警視庁の捜査が難しい。証券監視委員会と特捜部が押収した証拠をみることができない。金商法「契約に関する偽計」を適用した場合、罰則としては 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金となる。金商法違反での起訴は金融庁の責任逃れになるのではないだろうか？

「AIJ 投資顧問」が「厚生年金基金」などから「投資一任契約」を取り付け、「厚生年金基金」と「信託契約」をしている。これでは監督官庁の責任は免れない。「詐欺事件」では金融庁の監督責任が追及される。金融庁管轄下の金商法違反での逮捕・起訴にしたいということなのだろうか。

AIJ にもオリンパスと同様の“飛ばし”の疑惑がある。年金運用業務を引き受ける前からあった損失を隠すために、年金運用を請け負った可能性がある。そのために、実態のわからない海外運用を利用したのかもしれない。保管銀行の情報開示は行われていない。このため、事実を隠蔽することは容易である。

再発防止のために、詳細な調査報告書が求められる。しかし、AIJ の損失の原因は、いまだに明らかにされていない。オリンパス事件でも、1990 年代の損失が 1000 億円とされた。しかし、なぜか、1000 億円の損失が発生したかについては第三者委員会でも解明されていない。オリンパス事件の原点はプリンストン事件ともいわれる。プリンストン事件ではヤクルトに副社長として天下りした元国税局長が暗躍していた。プリンストン事件の解明も中途半端に終わった。マスコミで取り上げることもあまりなかった。今では忘れ去られている。AIJ 事件のような社会に重要な事件の損失発生の原因と資金の流れを徹底的に解明するのは当然である。

(東京電力への天下り)

東京電力・公的支援再建は、日本航空の公的支援による事業再建とは規模が違う。間接的な支援も含めれば 50 兆円を超えるのではないかと思う。日本の国家予算に匹敵する税金を使った支援が 1 民間会社に為されることになる。東京電力の株主責任も問題である。日本航空の場合、国策で赤字路線を強制させられていたのに、株主は 100%減資で株主は責任をとらされた。東京電力が 100%減資にならないのは奇妙だ。原発事故の危険を認識していなかった株主責任を明らかにする必要がある。しかし、個人株主は無力である。株主総会で質問をしても無駄である。無視されるか、総会屋と罵られるだけだ。個人株主に 100%減資で、責任を押し付けても問題の解決にならない。公共性が高い準国営企業ともいえる電力、航空会社のコーポレート・ガバナンスができるのは監督官庁、大株主（機関投資家）だけである。けれども、監督官庁や大株主（機関投資家）は役員を天下りさせていた。天下り後の高給は賄賂と同じ効果があった。だから、監督官庁、大株主（機関投資家）はコーポレート・ガバナンスを怠った。

東京電力・福島原子力発電事故も真相は闇に葬られ官僚の責任は不問とされる可能性は高い。国家が官僚の罪を隠蔽するため、真相が明らかにされない。これでは経済が衰退し税収が減少する。財政を再建するためには公的資金投入の透明化が強く求められる。

<http://mainichi.jp/select/seiji/news/20110419ddm005020004000c.html>

東京電力：石田顧問辞任へ 天下り、なれ合い半世紀 「原発安全規制に緩み」

「福島第 1 原発事故を契機に去就が注目されていた経済産業省OBの石田徹氏が、東京電力顧問を辞任する。官民の癒着が事故を悪化させたとの批判を受け、枝野幸男官房長官が経産省幹部の電力大手などへの再就職自粛を指示したためだ。政府は、旧通商産業省時代から半世紀近く続いてきた東電への天下りを厳しく監視し、安全規制体制への不信感を払拭する考えだ。」「東電による経産省OBの天下り受け入れは、旧通産省時代の 62 年、石原武夫・元次官が取締役に就任し、副社長などを歴任したのが始まりだ。その後も、増田実・元資源エネルギー庁長官、川崎弘・元エネ庁次長、白川進・元エネ庁次長とほとんど切れ目なく天下り組が就任し、現在は 6 人の副社長ポストのうち 1 人は経産省OBの指定席とされている。経産省OBの受け入れは他の電力会社も同様だ。塩川鉄也衆院議員（共産党）が衆院内閣委員会に提出した資料によると、電力大手 10 社に取締役として天下った同省OBは累計で 45 人に上る。」

「電力会社が天下りを受け入れるのは、エネルギー政策への影響力を期待するためだ。電力会社は官庁の規制を強く受け、原発の安全規制や電気料金改定まで、エネ庁や原子力安全・保安院の政策に経営が左右される。90年代後半以降は電力自由化の制度設計が焦点となり、電力会社は政府の審議会などを通じて政策への関与を強めた。今回の事故でも「官民のなれ合いが安全規制の緩みにつながった」との見方が強い。」

「同省は09年12月現在、計785の公益法人（財団、社団法人）を所管するが、原子力安全・保安院とエネ庁の所管法人の中には、経産省OBや東電出身者らが理事や監事などで在籍し、業界から会費などの名目で資金を集めて天下りの受け皿になっているケースも少なくない。」

<http://www.kyudan.com/opinion/amakudari.htm>

「兵庫県医師連盟が千数百ページに及ぶ財務省の予算書の科目をひとつひとつ仕分けし、国家予算の全体像とその使い道を明らかにした。2003年度予算における歳出（支出）は一般会計81兆8千万円、特別会計199兆7千万円。これらを連結して重複部分を除いた国家予算の歳出合計は232兆6千万円となる。このうち、社会保障給付や義務教育負担として国民のために使われているのは60兆4千万円。残りは国債などの債務償還、地方交付税交付金、国家公務員の人件費や経費などに使われているが、歳出合計の7%にあたる15兆3千万円は官僚の天下り先の特設法人、独立行政法人、公益団体に補助金として流出している。」

『ウィキペディア (Wikipedia)』

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A9%E4%B8%8B%E3%82%8A>

「天下り先のポストは省庁の人事システムに完全に組み込まれており、関連法人の一定のポストは事実上主管省庁の縄張りともなされている。」

「地方公共団体においても、幹部クラスの職員が、退職後に関連団体や出資法人における高位の職に就くことがある。また、日本の民間企業でも、人事異動や企業買収にともなって似たような人事幹旋が行われることがある。その為、日本企業には必要以上に役職が多く、これが日本企業の生産性を下げていると批判される。」

「官民の癒着、利権の温床化」「人材の仲介・幹旋について、中央省庁の権限の恣意的な使用」「公社・公団の退職・再就職者に対する退職金の重複支払い」

「天下りポストを確保することが目的になり、そのことによる税金の無駄遣いの拡大」

「公益法人の場合、認可の見返りの天下りによって、公益性を損なう」

「天下り構造の解消は国家財政の再建と公正な行政の実現の要になると、国民の関心も高い。」「名目を変えながら実質的に天下りは存続しているとも指摘されており、また独立行政法人から民間企業へ役員ポストを渡した上で、民間企業へ省庁退職者を受け入れさせるという天下り隠しも指摘されている」

（日本たばこ産業）

「日本たばこ産業株式会社の代表取締役会長である涌井洋治は元大蔵省官房長、代表取締役副会長である武田宗高は元大蔵省官房審議官、常勤監査役である立石久雄は元国税庁関東信越国税局長であり、旧大蔵官僚等の天下り先との指摘もある他、監査役に元東京高等検察庁検事長であった上田廣一が就任している。」

（道路公団関係）

「高速道路整備計画で、1998～2002年度の5年間に契約された10億円以上の工事361件のうち、予定価格に対する実際の契約金額の割合を落札率とすると、ほとんど95%以上である。この異常に高率な落札率の背景には、落札企業に公団幹部の天下りがあるとされている。工事を受注する企業には、発注する側の公団から天下りした者が多い。建設企業が国土交通省や道路公団のOPを受け入れて工事を受注し利益を上げる、工事の予定や予算を知るために政治献金をする、献金を受け取った政治家が国交省や道路公団に圧力をかける。このような役所・公団から企業へ、企業から政治家へ、政治家から役所・公団へという関係は、汚職・談合・贈収賄の温床となりやすい。」

(地方公共団体における天下り)

「中央省庁と同様に、地方公務員にも天下りがある。主に幹部クラスの職員の一部が、関連団体や出資法人等をあっせんされ、「理事」や「取締役」等の役員として再就職する。「利権化」や「退職金の重複払い」「生え抜き職員との格差」など、中央省庁と同じ問題点を抱えている。」

(民間企業における天下り)

「親子関係にあるグループ企業や、親会社と下請会社の関係にある企業間において、親会社の従業員が子会社や下請会社に出向し、子会社や下請は管理職として迎える。最近ではリストラの一環として行われる場合が多くなっている。職場の士気を下げ、長年勤続した生え抜きの社員との確執から業務の妨げになる等の問題が出る恐れがある。新聞社が株主であることを理由だけで、新聞社の社員が放送局の局長や役員に天下るケースもある。」

「官僚に対する褒美としての高い給与を政府の支出から除外し民間に負担させる。民間も、行政府とのパイプを求め、その支出の負担を喜んで受け入れる。しかし、利益誘導がなされる。」

(2) 公務員の削減

平成 23 年 12 月 財務省主計局の平成 24 年度人権費によれば下記の通り

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/seifuan24/yosan007.pdf#search='国家公務員の人件費'

	平成 23 年	平成 24 年予算	
国家公務員	5 兆 1605 億円 56.2 万人	5 兆 944 億円 56.1 万人	-661 億円 -1 万人
地方公務員	21 兆 31 千億円 235.1 万人	21 兆円 234.0 万人	-3000 億円 -1.1 万人

国家公務員と地方公務員の人件費の合計は 26.9 兆円、291.9 万人になる。

上記の報告書によれば、公務員数も削減しており、予算も 3661 億円減少している。

総務省ではと地方公務員数を 285 万人としている。平成 6 年をピークとして平成 7 年から 17 年連続して減少したという報告もある。

http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/kazu_02.pdf

しかし、議員歳費、義務教育費国庫負担金等の他の費用も計算にいれると今でも、公務員の人件費は約 40 兆円になるという意見もある。40 兆円といえば国家予算の半分である。

また、2012 年 3 月 22 日の MSN 産経ニュースに次のような記事が掲載されていた。

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/120322/plc12032211060005-n2.htm>

政府は 21 日、平成 25 年度の国家公務員の新規採用を 21 年度比で各省庁への 5～8 割の削減要求を撤回し、平均 5 割超の削減を求める方針を固めたという。刑務所を所管する法務省や、海上保安庁を抱える国土交通省などが「業務に支障が出る」と猛反発したため方針転換した。岡田克也副総理兼行革担当相は週明けから各閣僚と折衝し、月内に採用数を確定させる構えだが、省庁はなお抵抗しており難航が予想される。総務省が各省庁に 5～8 割の削減を割り当てた。ところが、各省庁は反発し、不快感を示した。また、特別職の自衛官は採用抑制の対象外となったが、政府内では、刑務官や海上保安官、入国警備官など治安に関わる職員も対象外にすべきだとの声強い。

IT 技術等による国と地方公共団体の業務共通化により民間企業なみのリストラを求めたい。

(3) 内国歳入庁

税と保険料を一体的に徴収する「歳入庁」は公租公課徴収を一元化によって効率化する。

また、公租公課徴収の一元化は徴収漏れを減少させる。地方税も歳入庁で徴収してもよいのではないか。公租公課徴収を一元化による経費削減効果は地方公務員の削減が最も大きい。

米国の租税徴収制度について－内国歳入庁（IRS）改革法下の徴収制度－

税務大学校論叢 40 号 研究部教育官 森 浩 明

<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/40/mori/ronsou.pdf>

この資料によれば、米国では 1998 年 7 月 22 日に「IRS 改革法」が成立した。IRS 改革法は、納税者の権利を保護することを主眼とし、納税者の権利保護規定が多数設けられた。さらに、同法は IRS の租税の賦課・徴収の執行機関としての立場から、納税者へのサービス機関としての立場へ転換すべきとしている。そのため、納税者を一人の顧客と見て、“顧客にやさしい大規模な組織改革規定を設けたという。

(4) 特別会計と監査の改革

①

特別会計とは国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した財团的な組織体のことを言う。一般会計における単一予算主義の原則（すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則）に対して例外と成っている。各、特別会計毎に予算を持ち特別な事業について一般会計から独立の会計を設け経理を行うのが特別会計である。

②

多くの特別会計は独立採算制をとっているが、歳入について一般会計からの繰り入れなどがあり、特別会計が一般会計から完全に独立していない。また、特別会計の財務内容を開示するものとして、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公会計部会において、全ての特別会計を対象とした「新たな特別会計財務書類の作成基準」がまとめられ、特別会計の財務内容に関するディスクロージャーの充実が進められている。

③

しかし特別会計の問題点としては、特別会計が多数設置され、予算全体の仕組みを複雑で分かり難くし、財政の一覧性が阻害され、会計が分立することで予算全体としての効率性が損なわれかねないなどという問題がある。予算の議論が概して一般会計中心に行われ、特別会計について議論されることが少なく、歳出の効率化が図られていない。一般会計からの繰り入れや借入れのために、事業収支における受益と負担の関係が不明確になり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力が疎かに成っている。

④

また、特別会計が各省庁の既得権益の温床化している。国の厳しい財政事情の下で、財政資金の有効な活用を図る検討が必要である。予算や決算の説明に際しては一般会計の説明に偏ることなく、特別会計についても国民に対して分かり易く工夫し、説明責任の強化を図る必要がある。特別会計には固有の財源の有無に関わらず歳出の合理化、効率化に向けて着実な見直しを進めるべきだ。

⑤

上記、提言を実現するために、公的な監査を強化する必要があると考える。現在、会計検査院が公的な監査機関として役割にあるが、「他省庁への遠慮、気兼ねばかりが目立つ」などとの批判がある。会計検査院の調査官の“官官接待”や内部告発の内容を対象組織に漏らしたとして告発者から抗議されるなどの事件が起きている。会計検査院の独立性を確立するために客観的かつ専門的な立場で検査する重要な機関として位置づけるようにしたい。また、外部監査も必要に応じて行うべきであるが、別に会計検査院自体の検査も外部監査する二重監査を提案したい。

⑥

また、徹底したバランスシート監査を実現し、時価主義に基づく貸借対照表を中心とした公会計の確立を求める。ネット上で、国及び地方公共団体は入札や物品の仕入れ値等を公開し、各専門分野の有知識者がチェック出来る様にする事を提案したい。更に、関連する地域社会にもネットで情報を開示し、地域社会から常に監視出来る体制を確立したい。会計士、弁護士、各専門分野の専門家と地域社会のボランティアの融合による監査が、最良の公的監査になると考える。

⑦

現在、会計検査院は、国会、内閣、裁判所から独立した地位が与えられている。しかし、議会との結びつきは強いとは言えない。そのため、会計検査院は議会に所属させ、その業務は議会からの要請を中心にするべきである。会計検査院と議会の結びつきを強固にする必要があると考える。そして、税金の浪費を防ぐために、財務監査だけではなく個別事業、個別政策の経済性、効率性、有効性を分析、するプログラム評価を実施することを提案したい。

二、経済

I 短期的課題

1. 当面の景気対策、中小企業の活性化

(1) 円安・輸出による景気振興

実力以上の円高が中小企業を苦しめる。中国は円高により日本への輸出価格が下がる。このため、大企業の転注が進んだ。円高による大企業の輸出の減少も間接的に下請け中小企業の売り上げを減少させている。中国、韓国に比べ円は高すぎる。中国元、韓国ウォンが円に比べ実態から乖離した安い状態が継続するのであれば日本の中小企業は壊滅する。東アジアの為替秩序を新たに構築したい。

① 企業の国際競争力の強化

飛行機製造、遠隔ロボット製造において日本がアメリカ、フランスに劣るのは軍事産業が未熟による。日本は兵器の輸出が法的制約のためできない。そのため、量的生産コストが高く、価格競争力が劣る。また、軍事産業はハイテク技術を育成する。日本企業の国際競争力を強化するために兵器輸出を解禁すべきである。兵器は侵略、テロに対する自衛のためにも使われる。自衛兵器の輸出であれば法的問題も少ないのではないだろうか。

② 産業空洞化、海外企業の誘致

共同租税地域（輸出加工区、中立地帯、租借地等）の創設

日本にも九州より広いといわれる米軍基地がある。基地内は、日本ではない。米国である。米軍基地は治外法権である。固定資産税を払うこともない。日本人が嫌がる軍隊という3K労働を基地という特区でアメリカに委託外注しているという見方もできなくはない。それならば米軍基地をモデルに他国の飛び地を経済基地とすることも検討できるのではないか。近年の我が国の衰退は工場が中国へ移転し空洞化したのが原因である。中国は世界の工場になり日の出の勢いとなっている。このため工場を日本に戻す必要がある。日本国内の経済基地で中国国内と同条件で労働者が働くのであれば工場は日本国内に残る。日本によび米軍基地をモデルにした他国の飛び地を経済基地とすることは空洞化対策として有効である。また、経済基地も以下のように多様な形態が考えられる。

(輸出加工区)

輸出加工区とは 主に発展途上国に設置され、多国籍企業の誘致の下で輸出向けの生産が行われる工業団地をいう。輸出指向工業化政策の中核部分を形成するが、内部経済との関連が希薄な「飛び地」となっている。対外取引に便利な国際港の隣接地などに工業団地が造成され、関税や法人税の減免、外資比率の規制緩和、利潤・配当の本国送金の自由化などの優遇措置が採られる。EPZ が別名で自由貿易区(FTZ:Free TradeZone)や保税加工区

(BPZ:Bonded Processing Zone)と呼ばれるのは、このためである。1959年にアイルランドのシャノン空港でEPZの第1号が開設され、その後、アジア諸国を中心に多くの発展途上国に普及した。

<http://kotobank.jp/word/%E8%BC%B8%E5%87%BA%E5%8A%A0%E5%B7%A5%E5%8C%BA> 室井義雄専修大学教授

(急速に拡大するサービス分野の海外アウトソーシング)

最近、拡大が著しいのは、企業がこれまで国内のサービス・サプライヤーに頼ってきた業務をインドやフィリピンなど国外のサプライヤーから提供してもらう、海外アウトソーシング (offshoreoutsourcing) である。海外アウトソーシングは日常的な管理業務、顧客サービス、技術サポートなどの様々な非基幹サービス機能を遠隔地から提供すること定義される。

例えば米国の保険サービス輸出 (ネット)、金融サービス、教育サービス、通信サービス、ビジネス・専門・技術サービス、コンサルティング、業務の設計や企画 (オフショア・アウトソーシング 通産省調査報告書)

<http://www.iti.or.jp/kikan54/54sasaki.pdf#search>

海外アウトソーシングは、IT技術を使い、海外に居住する労働者に業務を行わせる。このため、自国の労働法の制約をうけない。アウトソーシング先の低賃金での労働サービスが受けられる。そして、IT技術は今後、進化する。将来は工場の工作機械を工員が外国から遠隔操作することも考えられる。将来は多様なインタフェースを駆使することで作業に支障のない仮想現実 (バーチャルリアリティ) が可能になるであろう。仮想現実 (バーチャルリアリティ) による作業は安全面で優れている。また、時差を利用すれば24時間、工場を稼働できる。技術が確立されれば急速に普及することが予測される。けれども、海外アウトソーシングが、製造業での単純労働にまで発展した時の影響は大きい。税制、雇用も根本的に考え直す必要がある。所得税は減収することが予測される。海外アウトソーシングにかかわる法人税、所得税を海外アウトソーシングの発注企業の属する国と受注企業の属する国で分け合うことも検討すべきではないかと考える。

2. 公認会計士監査制度の改革

近年、公認会計士監査制度が問題になっている。日本航空事件、オリンパス事件では罪に問われることはなかったが、監査法人の評判は極めて悪かった。A I J 事件でも監査人の無能は明らかだ。経営者が監査法人を選ぶことに根本的な問題がある。会計士と弁護士は違う。経営者が不正を行っていた場合、監査業務は弁護士というより検事である。経営者が監査法人を選ぶことは容疑者が検事を選んでいるようなものである。高額の監査報酬が口止め料になりかねない。このため、現在の公認会計士監査制度は従業員の不正には有効であるが、経営者の不正には欠陥を露呈する。

現在、監査法人の取締役会での選任を監査役会等での選任にかえる案が検討されている。けれども、そうなれば監査役を誰が選ぶかという問題が残る。経営者が監査役を選ぶのでは意味がない。今でも、監査役には、違法行為差止請求権がある。しかし、日本航空、オリンパス等では監査役監査も機能していなかった。利害関係のない第三者が監査役を適切に選任するシステムが求められる。

また、監査法人による外部監査にはマニュアルに従い機械的に証憑書類を集める形式的な傾向が強い。

公認会計士協会からは下記のように、7年から10年での交代制度や相互評価 (ピアレビュー) が検討されている。

「監査制度を巡る問題点と改革の方向」～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～

http://www.fsa.go.jp/p_mof/kaikeisi/1a1001f6a.htm

「このような課題を抜本的に解決するためには、公認会計士のみならず、行政機関、監査対象会社等、全ての関係者による総合的な取組みが重要であると考えられる。」

「監査法人において同一の関与社員が、同一の企業の監査を長期間にわたって担当することは、一般的に、被監査会社との間に過度に親密な関係を築きやすいと指摘される。このような関係が生ずることにより、緊張関係が希薄化し、監査の実務において公正不偏な判断ができなくなるという問題が生じ得ることになり、また、外部

の利害関係者から馴れ合いになっているのではないかと推測され、監査に対する信頼が低下するという問題が生じ得ると考えられる。

従って、関与社員の一定の明確な交替ルール（米国ではSEC登録会社の監査担当社員は7年を超えて同一被監査会社を担当することはできない。）を定めるとともに、その交替ルールを何らかの方法で強制するなどの対応が必要である。

現在、公認会計士協会の「品質管理基準」の「監査の品質管理」において、監査法人に対しては証券取引法監査における関与社員の交替ルールの策定を求めているが、これによれば、最長期間を「例えば、概ね10年」としている。なお、公認会計士協会は、倫理に関する規則の制定を予定しており、監査証明業務の主要な担当者が、長期間継続して同一の関与先の監査証明業務に従事している場合には、同協会の審査を受けて自らの独立性を証明すること等を求める措置を講ずることとするとの考えを示している。更に、レビュー結果に基づく指導監督については、同協会内部での措置に終わらせることなく、その内容等を投資者等に知らせることにより、制度を導入した意義がより一層満たされるものであると指摘されている。なお、米国等においては監査法人等士士のピアレビュー制度が導入されているが、わが国においても同様な制度の導入について検討する必要があるのではないかと指摘もある。

しかし、上記、公認会計士協会が提唱するピアレビューには次のような批判がある。

経営・会計通信2 ピアレビューに限界はあるのか

http://app.m-cocolog.jp/t/typecast?_mode=individual&blog_id=69217&id=3236749&user_id=40094

10日付日経新聞「会計士の不正、協会チェック「甘い」・金融庁」から。

公認会計士などの業務を監視する金融庁の「公認会計士・監査審査会」は9日、日本公認会計士協会に対し、協会による会計士の不正チェックが甘いとして改善を求めた。監査に使った書類の中身を精査していないなど手続きがずさんなうえ体制も不十分だと指摘。詳細なチェック項目の策定や担当者の大幅増などを求めた。問題が解消しなければ金融庁に行政処分を求める方針だ。公認会計士協会による監査のチェックは、ピアレビューとも呼ばれる手続きです。協会の会員である公認会計士が別の会員の監査をチェックするというシステムは、担当者の質および量の確保や「馴れ合い」を排除できるのかといった点で批判があります。アメリカではPCAOBという組織ができて、そこが会計事務所の監査をチェックする仕組みです。金融庁の「公認会計士・監査審査会」もPCAOBと同等の組織のはずですが、公認会計士協会のピアレビューをチェックすることにとどまっているのは、やはり担当者の質と量の確保ができないからです。

上記のような批判があつたためか、日本では、レビューの基準・手続・マニュアルは米国の規定等に基づき実施したが、監査事務所が互いにレビューするアメリカ方式のピアレビューを採用していない。カナダ方式の会計士協会によるレビューを採用した。日本では品質管理レビュー制度は、指導的・教育的性格を有するもので、摘発・懲戒を目的とするものではないとされている。

（参考：日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言）

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/jittai/01.pdf>

しかし、カナダ方式は財務省・金融庁に都合の良い制度である。日本の場合、財務省・金融庁の力が極めて強い。日本公認会計士協会及び監査法人の立場は欧米に比べて弱い。このため、日本航空、東京電力、オリンパス、A I Jといった国益にかかわる事案の場合、必ずしも公正な監査・調査ができない。国益を優先させ、臭いものに蓋をすることになる。

欧米が重視している「正確性」の中には「比較性」と「透明性」という2つの概念がある。国益を考え、国策から「透明性」が歪められているのが日本の会計監査・調査の現実である。根本に立ち返って「透明性」を確保することが、強く求められる。

II、中・長期的課題 持続可能な経済成長

（農業と税を請け負う自由村）

これからの農業は成長産業である。福島原発の事故により原子力発電の見直しは必至である。バイオエネルギー

ーは環境にやさしい。農業は経済成長の要になる。しかし、従来の農林水産省の農業政策が農民の自助努力を損ない日本の農業を衰退させた。今は中央集権国家から地方分権国家への移行期である。律令制が崩れ荘園が成立した時期と重なる。また、江戸時代の年貢は村で上納を請け負う年貢村請制であった。村が未納者分を弁済する連帯責任を負う。検地の対象は田畑である。他の農民の生産活動は年貢の対象にはならない。このため、農村における農業技術の改善、商品作物・酒・味噌等の生産、手工業・商業活動といった経済活動の成果に税が課されることはなかった。新田開発を通じ、江戸時代初期に全国で 1800 万石だった石高は、江戸時代中期には 2500 万石、後期には 3000 万石と倍増に近い勢いで拡大し、特にそれまで畿内などに比べ開発が遅れていた東北、関東、中国、九州などでは湖沼や干潟が新田開発され農地が大きく増えたという。地域共同体に農業にかかわる事業と税を請け負わせる自由村が農業を経済成長させる。

(国境を越えた自由都市の提携が経済を活性化させる)

自由村と同様に商業・工業にかかわる事業と税を請け負う自由都市も経済を活性化させる。中世ヨーロッパでは自由都市は貢納や軍役などから自由であった。自由都市であったハンブルクとブレーメンは、現在のドイツ連邦共和国でも独立した都市州として扱われている。日本にも博多や堺、今井町といった自由都市が存在した。博多は、室町時代を通じて年行司と呼ばれる 12 人の豪商の会議によって市政が運営され、日本史上において初めての自由都市であった。堺と並び貿易都市として繁栄するが、それゆえに戦国時代には戦国大名の争奪の対象となり、九州・中国地方の諸大名により侵略と破壊を受けるも、豊臣秀吉の手で再び町人の自治都市として復興された。江戸時代には博多の那珂川対岸に黒田氏が福岡城とその城下町を整備し（福岡）、また黒田藩も博多の町人自治を広く認めたため、城下町・福岡と商いの街・博多とで機能分担する双子都市が成立した。その後、明治時代に福岡と博多は統合され福岡市となった。

貿易と銃器の生産で潤った堺では、36 人の会合衆（えごうしゅう）による自治が行われ、防衛のための武装組織もあった。しかし、織田政権が成立すると自治は大きく制限されるようになり、織豊政権による直轄地化、さらに大坂城城下への強制移住によって自治都市としての歴史に幕が下ろされた。

また、今井町は浄土真宗の布教拠点として寺内町として成立し、織田信長に武装放棄させられ江戸幕末までの 300 年間、自治都市として発展することになる。周囲に環濠を巡らせ、9 つの門を設け番屋を設置して町掟を決め自治自衛を徹底した。また 17 世紀後半、藩札と同じ価値のある独自の紙幣「今井札」を流通し繁栄した。

「影武者徳川家康」「花と火の帝」「花の慶次」「もののけ姫」といった小説やアニメに多大な影響を与えたことで知られる歴史・民俗学者、網野善彦は、日本の中世後期には東南アジアと東アジアとの交易が盛んになり、東南アジア各地の港市のネットワークが形成され、琉球、博多、堺などは、その交易ネットワークの拠点として繁栄したと指摘している。網野学説に因れば、経済は自由な市場取引を望み、領主は自由な市場取引から生じる税収を得ることを望むため、堺、博多、南伊勢の大湊、桑名などの自治都市が生み出されたとしている。西欧における中世ハンザ同盟の自由都市も同様の原理に因るものであろう。

このような自由都市を作り国際的なネットワークを構築することで経済は活性化し経済成長による税収の増加が期待出来る。

(東アジアハンザ同盟)

中世ヨーロッパ、バルト沿岸では、都市同士が国境を越えて交易ネットワークを形成しハンザ同盟を結んだ。西欧の中世都市においては同業組合を組織した商人ギルド・手工業ギルドが参事会を通じ市政に参加し都市の発展に大きく寄与していた。ハンザ都市でも、国境を越えて交易を行う大商人が参事会を支配していた。そのため商人間の交易ネットワークであった商人ハンザは経済連合である都市ハンザに発展した。その勢力は最盛期には加盟都市が 200 を越えたという。しかし 15 世紀にはデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イングランド、ネーデルランド等の国家との抗争に敗れ衰退した。しかし、ハンザ同盟の中心であったドイツのハンブルクとブレーメンは、今も自立性を保つ都市州で「自由ハンザ都市ハンブルク」「自由ハンザ都市ブレーメン」を正式名称としている。そして、現在、ハンザ同盟はバルト沿岸諸国評議会として復活しようとしている。ヨーロッパでは EC の役割が大きくなり国家の存在感が薄くなっているといわれる。

東アジアでも企業と企業は国境を越えて提携している。商人ハンザと似ている。将来、都市と都市が連携し、東アジアハンザ同盟に発展する可能性は高い。都市が国境を越えて提携する時代が始まる。

三、国と地方

I、短期的課題

1. 地方分権税制の確立(小自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲)

税制改正の中心は市町村への事業と税源の委譲である。今後は国税の割合を更に下げ住民税の割合を高くする。地方自治は民主主義の学校と言われ民主主義を発展させるために住民自治が重要である。各個人の理解と支持される税制を構築するためには小自治体に税源と公共事業を委譲することが民主主義の理想である。

(市町村合併の利点と欠点)

近年行政コスト削減のために市町村合併が盛んに行われた。合併の利点として「住民の生活行動圏に見合った行政サービスの広域化」「住民サービスの高度化」「地域づくりの進展」「行財政の効率化」「施設の効果的配置」「行政能力の向上」「行政の高度化・専門化」「大型事業の実現」「権限の拡大」等が挙げられている。

しかし、欠点もある。合併後に庁舎の存在する中心地域は栄えるが、中心から離れた周辺地域は寂れる。公共事業は利便性のため中心地域が先ず優先される。一方で周辺部においては公共事業が実施される機会が少なくなる。当然の様に中心部と周辺部の地域格差がだんだんと拡大する。従来の歴史、文化、各種伝統行事といった地域の特徴も失われる恐れも生じる。役所や公共施設への距離が遠くなって不便になるために行政サービスが低下する。町村から市に移行した場合、以前は安かった公共料金が合併で大幅に値上がりして住民の負担が増大することもある。それでも行政組織が大きくなり議員の数が減少して住民の意見が行政に反映し難くなるため住民は役所の言いなりになるしかない。「行政の大型化」と「役人の権限の拡大」が様々な弊害を生じるならば住民の不満は大きくなる。

(東京 23 特別区)

東京都区では行政コスト削減のために特別区の廃止を求める意見さえ出た。しかし、東京の特別区自治権の拡充と独立性の強化を求める過去の区民の動きは激しかった。1947年(昭和22年)に地方自治法が公布された時から特別区は東京都の内部的団体と位置付けられ「地方公共団体」には当たらないと理解されていた。けれども1974年に地方自治法が改正され1975年に区長公選制が復活した。そして2000年の地方分権改革により特別区は「基礎的な地方公共団体」と規定され相当程度の独立性を与えられた。現在、特別区は区民が区長や区議会議員を選挙で選び条例を独自に制定し、住民税の6割を特別区で使い道を定めることの出来る基礎自治体と位置付けられている。しかも、世田谷区などは1920年には約4万人であった人口が2005年には約84万にまで増えている。また、大田区は2005年現在で人口は約67万人であるが羽田空港の沖合拡張工事の埋め立てで面積が増え世田谷区を抜いて最大の区となり規模が拡大している。このように規模が拡大している区は行政コストの削減のための合併という必要がない。むしろ、独自の事業を行えるよう独立性を高めた方が地域の発展に繋がる。このため行政コスト削減のために特別区の廃止という意見に対し特別区の住民の反発が大きかった。

(横浜市、川崎市等の政令都市)

横浜市や川崎市のような政令都市の行政区は東京の特別区とは異なり基礎自治体ではない。市から派遣されてくる区長は市全体での利害で市の指示により行動する。このため区長・区役所と区民の考え方が離れる。横浜市、川崎市の場合、役所の権限は極めて大きく区民の意見は行政に反映されない。しかし横浜市、川崎市の行政区は規模が大きく通常の市町村をも凌ぐ。横浜市、川崎市には東京の大田区と同様に東京湾岸部に位置する行政区がある。首都に隣接する東京湾岸部は無限の可能性を持つ。行政区に独立した権限を与えたほうが、地域は発展し国益にもなる。また民主主義の発達しているアメリカの多くの州では行政の重要なポストを住民が直接選挙で選ぶ。つまり、我が国において納税者の不満の多い固定資産税評価官や行政サービスの要である郡の警察署長までもがアメリカでは住民の選挙で選ばれている。日本ではアメリカと異なり行政の重要なポストを直接選挙で選ぶことは少ない。そのため行政に住民の意思が反映出来ないし、納税者の立場から言えば税金を納税者の望みと違う遣い方をしていることになる。区民が区長を選び税金を使う行政サービスに意思を反映させるのは当然である。民主的な税制を構築するために大都市における行政区長を区民が直接選挙で選ぶ制度を確立したい。

(市町村連合)

最近、市町村合併は民主主義の視点からも見直しを求められている。民主主義における税の基本はその使い道が住民によって決められることにある。けれども基礎自治体の人口が多くなればなるほど住民の意見が行政や税制に反映する機会が失われる。そのため、政治に無関心な人が増えた。民主主義が形骸化し役人独裁になった。税制や行政への一人一人の意見が論議されることが民主主義の理想である。行政コスト削減は必要だが、民主主義を守るために市町村合併ではなく市町村連合によるコスト削減が求められる。

(多様な税制と行政サービスの選択)

今後、日本でも多様な税制と行政サービスの選択が求められる。行政は基礎的な小自治体が分担し、単独小自治体では出来ないものは多様な自治体連合で行うのが理想である。我が国においても民主的な小自治体を再生させ多様な自治体連合で補完させる制度を確立すべきである。

2. 道州制の導入

現在、道州制の議論では道や州に財政運営の権限や立法権を与える案も検討されている。道州制の検討は現在の中央集権国家日本を小国家の連合である連邦国家に変化させるという議論である。よりよい税制を構築するためには連邦制が好ましい。中央集権国家は税制の独占企業であるという見方もできる。独占企業の社員が、競合企業が無いため怠惰になるのと同様に官僚も堕落する。国民は小国家である各州の税制が比較できることから優劣が判断できる。国民は移住によって税制を選択できる。官僚も市場原理が働く方がよい仕事をする。

アメリカ合衆国はアメリカ合州国であり州の連邦国家である。州は連邦政府とは主権を共有しながらも独立した統治体である。州は独自の軍を持つ。アメリカの州の法人税は州によって異なる。高い税率を設定している州や地方自治体もあれば、州法人所得税の存在しない州もある。税率が極端に低い州では、売上税や固定資産税、あるいはその両方が高い場合が多い。日本の消費税に該当する売上税は、州政府が管轄であり、連邦政府からは課されない。(出典：wikipedia)

ドイツも戦後、ナチス中央集権国家に対する反省から州を小国家とした連邦国家になった。日本は戦後、反省することがなく、官僚による中央集権国家を継続させた。ドイツの連邦国家はひとつの複合体であり、中央国家である連邦と 16 の州から形成される。

<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/jp/political-system/main-content-04/the-federal-structure.html>

民主党は、以前、小沢一郎氏の地方分権論「国と基礎的自治体による二層制」を主張していた。明確な「国と基礎的自治体による二層制」により地方分権を目指すというものである。

<http://www.edita.jp/kaisetsu/one/kaisetsu772.html>

「中央集権体制を直し個別補助金は全部やめる。お金も権限も全部（地方自治体に）渡す。日本を 300 から 400 の基礎自治体にして、国との 2 元構造にする」という主張である。

<http://blog.goo.ne.jp/area-study/e/17b822b1dc2ab97b46112192d>

地域主権型道州制の導入は国民全体で議論すべき重要な問題である。小沢一郎氏の 30 万人程度の自治体を 300 程度作り国と市町村の 2 層構造と道州制には矛盾がある。しかし、いずれにしても市町村の再編は必要である。民主党マニフェストは「コミュニティの再生・強化」で、地域団体として現に活動している地方自治法に基づく町内会、NPO、中間法人等の法的関係を整理し、住民の意思により、コミュニティの強化・再生に適合した制度をつくらんとしている。民主党マニフェスト「コミュニティの再生・強化」はスウェーデンのフリーコミュニティ、アメリカの市民団体的市町村及び専門サービス型自治体を参考にしたものだと思う。基礎自治体の形態は地域住民の意思により自由に作ることが望ましい。しかしアメリカでは無秩序な自治体乱立が問題になっている。例えば L A F C O は、無秩序な自治体乱立を統合化する目的をもって 1963 年につくられたカリフォルニア州の制度である。カリフォルニアは他州に比べて統制された自治体形成が行われているが、それでも足並みの乱れが問題になっている。L A F C O は各郡ごとに独立の機関として設置され自治体の形成、合併、領域変更などに広域的見地から

秩序立った方向への誘導を行なった。民主党の「コミュニティの再生・強化」は高度な住民自治が期待できる反面、無秩序な自治体乱立を招くリスクもある。

四、 国税・地方税

I、 法人税

1. 短期的課題

① 租税特別措置の見直し（透明化法）

日本の税法は複雑怪奇である。租税特別措置の見直すことで簡素化したい。また、企業の国際化は急速に進む。各国は法人税率を引き下げることで企業を誘致する。我が国も対抗上、法人税率を下げる必要がある。租税特別措置を廃止し、法人税率を下げることを望む。

② 法人税における欠損金の繰り戻し期間の再考

平成16年度税制改正で、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。しかし、現行の欠損金の繰り戻し制度は、対象期間が1年と成っている。これでは、欠損金発生年度の運不運に因って、長期的な納税額が変わってしまい不公平である。欠損金の繰り戻しもまた7年とすることを望む。

③ 退職給与引当金制度の復活

多くの中小企業は企業年金に必要とされる積立金を準備していない。低金利が続いたため実際の利息が期待利息を大きく下回ったためである。積立金では退職金を支払うことが出来ず、退職金倒産の危機にある企業も多い。

AIJ投資顧問による年金消失問題を受けて厚労省が行った調査では、基金の86.9%にあたる502基金の予定利回りが「5.5%」と、実現見込みのほとんどない水準だった。過去10年の運用実績は平均で年1.2%。2010年度の実績がマイナス0.17%という。年金支給額を減らすしかないが、減額するには、OBの3分の2以上の同意が必要になる。加入者に追加負担を求めるのも難しい。企業が補てんする方法もある。しかし、中小企業が集まっている「総合型」の厚生年金基金の場合には加入する企業の経営状況が悪く、難しい。運用成績が厚生年金の予定利回り（5.5%）を上回れば、その分を企業年金の利益にできるが、バブル崩壊後の景気悪化で予定利回りに届かず、その分が損失（代行割れ）になっている。

また、近年、国際会計基準にコンバージェンスした新会計基準で導入された年金会計と退職給与引当金の問題はよく混同される。欧米には日本のような退職金制度がない。日本の退職金は江戸時代からの「暖簾分け」にルーツがあるといわれる。長年の奉公に独立させることで報いる慣習が日本にはあった。暖簾わけの代わりに現金で支払うようになったのが退職金の始まりだという。しかし現在は就業規則等で、退職金が規定されている場合、企業には労働基準法により、支払う義務がある。日本の社会で独自に発展した退職金を国際基準になっている企業年金と整合する必要がある。日本の中小企業では従業員は年金では受け取らない。就業規則等で定められた退職金を一時金として受け取る人が、ほとんどである。就業規則等で確定している退職金が企業年金から受け取る一時金よりも高い場合、企業には差額を支払う義務がある。このため、企業年金に加入している場合であっても差額がある場合、差額は企業の従業員に対する確定債務と考えられる。平成14年までであった退職給与引当金を要支給額まで従業員に対する確定債務とし、復活させることを望む。

2. 中・長期的課題 法人実効税率 30%以下

節税は煩雑であり経費も発生する。法人実効税率を20%以下にすれば、煩雑な税金対策を避け、本業に全力を投入するため、黒字になる企業は増える。法人税負担が、下がることで、経済は活性化する。課税ベースが拡大することで税収が増える。

II、 個人所得税

1. 短期的課題

① 少子化対策

人類全体では人口の増加が問題になっている。世界的な人口増加は環境も破壊する。発展途上国の増加人口を先進国で受け入れる方が少子化対策よりも合理的である。少子化対策は先進国のエゴである。

② 給付付き税額控除

給付付き税額控除は税額控除を使って低所得者に給付金を支給するため国民全体に幅広く再分配ができる。税制と社会保障政策が一体となるため、生活保護のようなケース・ワーカーが必要なくなる。所得再分配が効率的に行われるため、コストが安い。しかし、税務執行が混乱する可能性がある。不正給付が問題である。不正給付を防ぐためにも税制の簡素化、税・社会保障共通の番号制度が必要とされる。しかし、基礎年金番号を税・社会保障共通の番号に転用することもできる。国税庁、社会保険庁、地方自治体の役割を一元化することができる。基礎年金番号を税・社会保障共通の番号に転用することを前提に給付付き税額控除に賛成する。

③ みなし法人課税の復活

個人事業主にみなし法人課税を復活させることで税負担を公平にすることを提案したい。みなし法人課税とは青色申告書を提出している居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むものについて、その者の選択によって、(1)その年分の事業主報酬部分については給与所得に係る収入金額とみなして給与所得控除を認めるとともに、(2)不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額から事業主報酬を控除した残額(みなし法人所得額)については法人税率に相当する税率で課税し、(3)みなし法人所得額の一定割合については事業主の配当所得とみなして他の所得と総合して課税し、配当控除を適用するという方式によって所得税を課税する制度であるが、平成4年度に廃止された。

2. 長期的課題

(1) 所得税の抜本的改革

(給与所得者と事業所得者の課税を納税者の選択により公平にすること)

個人事業者と同族会社との税負担に不均衡がある。個人事業者に比べ同族法人の税負担は以下の理由で軽くなることが多い。

- ・累進税率が適用される所得税に対して法人税は比例税率であること
- ・同族に給与等を支払うことで所得を分散させることで経費を増やし、累進税率を緩和できること
- ・同族法人では役員報酬が経費になる。役員報酬は給与所得になるが、給与所得控除が適用される。
- ・所得税法では事業用資産の取壊、除却、滅失等の必要経費算入を制限する。
- ・所得税法では必要経費の範囲から家事費及び家事関連費を明確に区分し、原則として、事業主報酬、生計を一にする配偶者その他親族が事業から受ける給与、地代家賃、利息等を必要経費に算入することを認めない。

このため、個人事業者が法人成りすることで税負担の軽減を図ることがよくある。納税者は、生産の能率性よりも税負担の軽減を重視する。近年、最低資本金制度が廃止された。個人でも株式会社を設立することができる。個人事業となんら変わらない、一人会社も容認されているのである。このため、納税者が、経済活動の能率を害する組織形態を選択することがある。納税者の不合理な選択が企業の生産性を阻害する。個人事業者と法人の選択は納税者の選択に任せた方がよい。個人事業者においても“みなし法人”の選択を認めることで小規模法人事業主との差別を解消すべきである。また、逆に、小規模法人事業主の場合、内部留保に対する二重課税の問題等から事業所得で申告した方が有利な場合もある。近年、法人税率が、外国との競争により、低下している。今後、法人税率と最高所得税率との差は、これまで以上に拡大する。現在、中小規模の同族会社が留保所得課税制度の対象から除外されているが、個人事業者との税負担の均衡が崩れたことを理由として、再度、中小規模同族会社も、留保所得課税制度の対象になる可能性がある。しかし、内部留保は機械、建物、棚卸資産等になっていることが多く、換金が難しい。内部留保は税を課した後の余剰金であるため、内部留保に対して課税すれば二重課税となる。また、留保金課税は同族会社にだけ課税することが問題なのである。日本の場合、証券取引場の上場されている公開会社でも適正な企業統治はされていない。株の持ち合い、監督官庁・親会社・主力銀行からの天引きが取締役会・株主総会の監督監視機能を無能にしている。監査法人の選択も事実上、経営者が決定するため、

必ずしも適正な監査がされているとはいえない。日本の場合、取締役会・株主総会の監督監視機能が形式化している。実質で考えれば、同族、非同族を区別することに意味がない。留保金課税がしたいのであれば、同族、非同族を区別することなく留保金に課税するのが税負担の公平、税の中立といった観点からみれば正しい。同族会社の留保金に課税するのは税負担の公平、税の中立といった観点から問題である。同族会社の留保金課税は全廃すべきだと考える。しかし、日本では、前述のように、中小規模同族会社にも、留保所得課税制度の対象になる等、強化される可能性が高い。このため、営業上の理由から法人を選択した納税者も、二重課税・留保金課税を嫌い、所得税課税を望むこともある。また、米国税法では個人事業者と同等の中小同族会社（Subchapter S corporation）に対してパススルー課税の選択を認めている。米国では法人の計上する所得を株主の所得と認め法人税法ではなく所得税法を適用することを選択できる。日本においても同様の選択を認めるべきである。納税者が法人税課税と所得税課税を自由に選択できるのであれば、納税者は税負担に拘束されない。納税者は自分の経済活動に最善の組織形態を選択する。

また、給与所得控除と同じ経費の概算控除は個人事業者にも認めるべきである。現在、給与所得者には給与所得控除においても一定の範囲で実額の経費控除を認める特定支出控除制度が設けられている。このため、個人事業者にも“経費の概算控除と経費の実額控除との選択する制度”を認めなければ不公平になる。個人事業者が経費の概算控除を選択するのであれば簡素化する。税務当局の事務負担も軽減する。また、自営業者は節税や脱税が行いやすいという理由で、給与所得者は個人事業者に対して不公平感を抱きやすい。毎月、源泉徴収されている給与所得者は申告納税している個人事業者に対する不満もある。個人事業者に毎月の予定納税・自動引き落としを条件として経費の概算控除の選択を認めるのであれば給与所得者の不公平感を緩和できる。

税は中立・公平でなければならない。しかし、税の中立・公平は望ましいが実現することは不可能である。事業形態、経費の概算控除を納税者に選択できるようにすることで、税の中立性・公平性を確保できる。また、税務当局が事業形態を決定する場合、その恣意性が問題になる。税務当局と納税者で生じるトラブルも無視できない。事業形態、経費の概算控除の納税者による選択は、税務当局と納税者で生じるトラブルを減少できる。

(2) フラットタックス

ロシアで、フラットタックスを導入したところ、脱税や、とりわけ闇経済の資金が課税対象として把握でき、税収が大幅に増えた。ロシアの成功以降、香港、シンガポール、ウクライナ、ルーマニアなど世界各国で導入が開始された。支出税が累進税率であるのに対し、フラット・タックスは税率が単一である。このため、税務手続きを大幅に簡素化できる。

下記はフリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』に掲載されたフラット・タックスの要約である。日本における導入の検討を望む。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%83%E3%83%88%E3%83%BB%E3%82%BF%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9>

フラット・タックス(Flat Tax)とは、累進課税とは異なり、税率を一律にした税制。フラット税、一律課税、または均等税とも訳される。

(フラットタックス税制考案の経緯と背景)

包括的所得税では、現実の課税対象の確定に不明瞭な点も多く、未実現の利得や帰属所得の捕捉ないし評価が困難であった。たとえば、地価経済における所得や、未実現の利得の一つであるキャピタル・ゲインは、実現されなければ課税されない。また、当時の米国では節税コンサルタント・ビジネスやタックス・シェルター(課税逃れ商品)が拡大しており、内国歳入庁は、商品開発者に報告義務を課して封じ込めようとしたが、業者は次々に新しい商品を開発し当局からの封じ込めを逃れていき、その結果、税制も租税回避商品も複雑化が進んだ。こうして、税率を一律にし、また税務上の手続きを簡素化かつ明瞭にするものとしてフラット・タックスという税案に関する議論が高まった。

(フラットタックスの構造と特徴)

支出税やキャッシュフロー法人税構想などの検討を受けて、フラットタックスは、支出税とキャッシュ・フロ

一法人税の欠点を解消するものとして考案された。なお、マイケル・キーン IMF 財政局税制課長によれば、フラットタックスは基本的には支出税であるとされる。

フラット・タックスの特徴は、次の三点に集約できるといわれる。

1. 単一税率
2. 消費ベース課税
3. クリーンな課税ベース

フラットタックスでは累進性が弱まるが、累進構造を調整することで確保でき、したがって、付加価値税のような逆進性を批判されることがない。また超過累進課税ではなく、したがって所得を大きく得ても限界税率が上がることはないため、勤労意欲をそぐことがない。

支出税が累進税率であるのに対し、フラット・タックスは税率が単一である。このことにより税務手続きを大幅に簡素化できる。

また、所得税と異なり、人的な基礎控除以外の所得控除はすべて廃止することで、大幅に課税ベースが広がり、低い税率で税収が確保できる。ホールとラブシュカは、基本税率は19%で足りるとした。また、所得控除の簡素化に伴って、申告手続きも大幅に縮小できる。申告書はハガキ程度の大きさになるといわれる。

簡素化によって租税回避もある程度解消でき、また、貯蓄に対する二重課税がなくなるとともに、投資額は全額課税ベースから控除されるので、投資の促進にもつながる。

フラット・タックスは、法人・個人を通して課税は一回限りとし、二重課税の問題を解決した。また、法人事業であれ個人であれ、同じ単一税率が適用される。

個人段階の課税標準は、給与等、年金給付など現実の受取額に限定され、受取配当・利子・賃料には課税されない。また、寄付金控除、住宅ローン利子控除、医療費控除、雑損控除は全てなくなり、課税ベースが拡大する。

一定の人的所得控除とゼロ税率段階を設けることで、単一課税ながらある程度の累進性が確保できる。たとえば、課税最低限以下の所得について半分がゼロ税率となる場合、税率が19%であっても、実効税率は半分の9.5%になる。人的控除の金額を調整することで、累進構造の調整ができる。

2001年、ロシアのプーチン大統領がフラットタックスを導入した。それまでは12%、20%、30%の累進課税制度であった税制(最高税率30%が5000ドル超から適用されていた)を、一律13%の個人所得税率とした。導入した結果、脱税や、とりわけ闇経済の資金が課税対象として把握することができ、また、ロシア社会でも租税回避を嫌う風潮が生まれたとされる。この税制改革によってロシアは税収が大幅に増えるという実績を残した。ロシアの経済復興の主要要因に、このフラットタックス導入があるとされる。

ロシアの導入とその成功以降、香港、シンガポール、ウクライナ、ルーマニアなど、世界各国で導入が開始されている。

III、 資産課税

1. 短期的課題 事業承継税制の確立

相続税の改正

相続税は廃止すべきである。国際的に相続税が無い国は多い。国際化は急速である。資産家が海外に移住し日本国内にある金融資産が減少することも考えられる。また、相続税は現金収入がないのにも関わらず課税される場合が多い。このため相続税を支払うために金融機関から借入れをしなければならないため相続人の負担が大きい。また、現在、相続財産の取得価格は被相続人の取得価格を引き継ぐ。したがって、相続税を廃止し、代わりに、相続財産の取得価格を0円とすれば、譲渡所得税が増え、減税を緩和できる。相続財産売却時に所得税を

課税するので、現金収入と納税時期が一致する。また、親から財産をただで貰ったと考えるのは社会通念にあっており納税者の抵抗は少ないと思う。それに税制が簡素化し素人にもわかりやすくなる。しかし相続税の廃止が出来ないのであれば以下の改正を要望したい。

(1) 基礎控除を現行の5千万円で据え置くこと

平成24年度から相続税の基礎控除は3千万円に変更されることが予定されている。しかし我が国の相続税の負担は外国に比べて重い。また今回の事業承継の改正により80%の猶予を受けられない共同の事業承継者は10%の評価減もなくなり増税になった。このままでは80%の猶予を受けられるたった1人の事業承継者に比べてあまりにも不公平である。せめて、80%の猶予を受けられない事業承継者だけには5千万円の基礎控除を認めて欲しい。

(2) 事業承継税制の改正

中小企業をとりまく経営環境は厳しく、後継者がいないために廃業や解散せざるを得ないことも多く、中小企業の数は減少を続けている。そのため、事業承継税制の確立は不可欠である。平成20年10月から相続前後の事業従事を条件に、自社株式を課税価格の80%を猶予する事業承継税制が施行された。

しかし、猶予されるのが筆頭株主で代表取締役である1人としたことは問題である。従来は全体で算出された相続税が各個人に配分されていた。今回の改正により相続税は各個人に賦課される。このため、課税価格の80%の猶予を受けられない事業承継相続人は従来の課税価格10%の控除も受けられなくなる。中小企業の事業は兄弟で承継する場合も多い。兄弟で相続し兄が筆頭株主の場合、兄は課税価格の80%相続税を猶予されるが弟には猶予されない。事業承継した相続人が持株数により差別されなければならない理由はない。この事業承継税制は極めて不公平な税制である。すべての事業承継相続人に課税価格の80%を猶予すべきである。

(3) 家族事業組合（FLP）税制の創設

家族を成員とするLLPは不動産事業に適している。銀行から借金しアパート等を建て相続税を節税する例は多い。個人事業を法人にすることで相続税を節税することもある。しかし、法人形態が個人形態より有利に成るといっても奇妙であり合理性がない。事業は単純に営利を目的にした方がよい。節税のために市場の動向、金利、景気等の見通しを誤った場合、破綻することもある。今日の金融危機のように予想外のことも起こる。事業目的とは、無関係な相続税対策は経費が掛かるだけでなく社会にとっても無益である。無用な相続税対策をなくすために家族事業組合（FLP）の資産評価を減額する税制を望む。また、同族会社の場合、家族事業組合（FLP）が被相続人として自社株式を相続する場合、課税価格の80%相続税を猶予することが適切である。そうすれば現在の1人しか課税価格の80%を猶予されない不公平な事業承継税制を改正出来る。

(4) 自社株の売買による、みなし配当課税を廃止すること

中小企業の株は通常、非上場であり市場取引や公開買付けが出来ない。そこで、退職したオーナー経営者が給与に代わる生活費を得るために自己株式を会社に売却することがよくある。しかし、非上場会社の自社株を会社に売却した場合、譲渡益の大半が税務上利益積立金の払い戻しとみなされ、配当控除はあるが、配当所得として総合課税の対象と成り、最高50%の税率で課税される。平成16年の税制改正において、相続税を納税するために自己株式を譲渡した場合には、みなし配当課税は無く、譲渡価格と取得価格の差額の全額が譲渡所得（税率20%）とすることが認められている。退職オーナー経営者が自己株式を自社に譲渡した場合にも全額を譲渡所得とするためにみなし配当課税を廃止することを望みたい。

(5) 非上場株式の評価方式を改めること

現在、非上場会社の株式は法人税法、所得税法は時価評価が原則であるが、相続税は財産評価基本通達による評価が原則である。しかし相続税法においても時価評価を原則とし各税法における評価の方法を統一すべきであろう。そのため、以下のことを要望したい。類似業種比準価額方式における現在の斟酌率：大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5であるが、現実と遊離している。中小企業の場合、経営環境の悪化や小子化で後継者がいない場合も多い。けれども非上場であるため市場で売却出来ない。売却は極めて困難であり時価の3割程度でしか売却出来ない。大会社は0.5、中会社は0.4、小会社は0.3に変えて取引実態に合わせる。また、同族関係者には認められない配当還元方式を同族関係者にも認めること。純資産価格方式で評価する時には土地は収益還元価値によって評価すること。そして、時価評価方法はすべての税法でも合理性が認められる各評価法の中から納税者が自由に選択出来る税制を望みたい。

(6) 税制適格ストックオプションに取得費加算特例の適用すること

相続に因って取得した税制適格ストックオプションについては、権利行使時の課税が繰り延べられる。しかし、相続又は遺贈により取得した財産を相続税の申告期限から 3 年以内に譲渡した場合には、相続税額のうち、譲渡した資産に対応する分の金額を取得費に加算して譲渡所得を計算することが出来るとする特例があるが、ストックオプションの行使に係る株式譲渡の場合には、この特例の適用がない。財産と、実際に譲渡した資産とが異なることになるためである。しかし、商法改正により譲渡制限が撤廃されたため、取得費加算特例の適用を要望したい。

(7) オーナー等の自社株式に売却時まで課税繰り延べの特例を設けること

減少を続けている中小企業の事業承継のために、事業承継者の取得したオーナー自社株式についても、税制適格ストックオプションと同じ様に、売却時まで課税が繰り延べられることを望む。

(8) 相続税における物納の見直し

当該不動産の公示地価の価格（課税の基礎になる路線価は公示価格の 8 割とされている。）が適正ではない場合は多い。また、物納物件の選択は税務当局に権限がある。適正でない公示価格による不当な課税を防ぐために納税者の自由な選択で物納する土地を決定出来るように制度を変更すること。

(9) 取引相場のない株式の物納要件の緩和(譲渡制限株式も適格とすること)と投資育成会社等を活用した株式評価の採用。

①

物納に係わる譲渡所得が非課税になることから株式を取得した相続人は当該株式の物納を考えるが、従来取引相場のない株式については物納の要件が、極めて厳しかった。

②

しかし財務省理財局と国税庁は平成 14 年 7 月 8 日に取引相場のない株式の物納要件を明確化する通達改正を行い、物納株式の随時契約適格を有する買受希望者がいる場合は財務状況や経営内容に関わらず、物納申請から収納への道が開けるとし、買受け希望者がいない場合は、直近 2 期の財務指標や経営内容などにより判断することを明らかにした。

③

そして、当初は当該株式等の発行人は 10% 以上の自己株式を所有する発行人以外は自己株式の物納の活用は出来なかった。しかし、その後、自己株式を有していない発行人でも活用出来ることになった。

④ そして、平成 18 年税制改正で財務省は物納許可基準を明確化し譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の物納は、業績等を問わずに認められるようになった。この通達改正は評価できる。しかし、譲渡制限株式が物納不適格とされたことは問題である。このため、反社会的な企業買収を防ぐ為に一般競争入札や随時契約による売却に発行人や投資育成会社が合理的な時価により取得出来る譲渡制限は認めて欲しい。

⑤ 発行人による自己株式の取得は事業承継に有利である。しかし、自己株式の取得は当該会社の財務内容を悪化させる危惧がある。そこで上記の買受希望者に投資育成会社（中小企業の自己資本充実を促進し、その健全な成長発展を図るために中小企業投資育成法により設立された政策実施機関）等がある場合、投資育成会社等で査定する株式評価を採用し、物納申請から収納することによる中小企業の事業継承を容易にすることを希望する。

2. 中・長期的課題 金融所得一体課税

(1) 金融所得一体課税における損益通算

様々な金融商品から得られた利益を失った損失で相殺できる金融所得一体課税は、個人金融資産を預貯金から、株式や債券などのに移すことで、産業を活性化する。また、課税逃れやマネーロンダリングの防止のために本人確認などの口座管理の強化もできる。しかし、先物取引に係る所得については、総合課税の雑所得等となるものと先物取引に係る分離課税の雑所得等となるものがあるが、損益通算の対象となっていないことは問題である。先物取引の経済効果は大きい。金融所得一体課税の目的が預金から投資に移動させることによる経済の活性化であるのならば、先物取引に係る所得についても損益通算の対象とするのは当然である。預金のペイオフ損失、デフォルトにより元本が回収できないことによる損失を特定口座内で譲渡損失とみなすことも当然である。改正を望む。金融番号制度については以下の通りである。

(2) 金融番号制度の創設

① 2004年6月15日、金融小委員会

政府税制調査会、金融小委員会は2004年6月15日に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を公表した。金融小委員会は利子・配当・株式譲渡等の金融所得課税について、申告分離課税に一元化し、上場株式等の譲渡損益の相殺・損益通算を認めることにより所得税額が圧縮出来株式などの投資促進が期待出来るとしている。課税庁が損益通算の申告をチェックする場合に納税者番号によるマッチングが必要であるため納税者番号が必要であるとしていた。

② 公的年金の一元化

しかし、現在、納税者番号制度の問題は公的年金一元化の所得把握の議論へと移行しており、公的年金の一元化に向け国民全員に付与するというものである。そして、所得把握の格差問題を解消するための課税強化策とされている。

③ IT立国と納税者番号

韓国の住民登録番号PINは北朝鮮のスパイを摘発するために制度化された。その後、住民登録番号PINはオンライン上で、生活便宜（教育、就職、運転免許、パスポート、預金、投資、選挙、社会保険等）を向上させ、行政の効率化に貢献した。また、韓国では日本のような年金記録の問題はなく、住民登録番号PINが、このような問題に有効であると考えられる。現在、税務当局は電子納税に力をいれているが、最終的には韓国のようなIT国家を目標にしていると思う。

④ 納税者のプライバシー

しかし、納税者のプライバシー問題がある。公務員の守秘義務に頼っても個人情報保護はされない。納税者番号制度が導入されると、課税庁に収集された個人情報が、他の行政機関や金融機関等で転用され、流出する危険がある。

アメリカの社会保障番号(SSN)は、社会保険、納税者番号等のあらゆる行政分野で共通番号として利用されている。しかし、アメリカではSSNの乱用やプライバシー侵害が社会問題化している。国税職員による数万件の不正覗き見事件も起きている。スウェーデンの地方自治体では、納税者番号として住民登録番号が使われていて、その税源は主に地方消費税であり、住民税や固定資産税はない。その住民登録番号の管理は税務当局が行うが、スウェーデンの場合は国民が政府を容易に変えられる国情がある。また、データの提供や利用についてはデータ検査院が監督している。

ドイツでは、住民基本台帳番号制は人格権を侵害し憲法違反であると憲法裁判所が判断したために導入を撤回している。イギリスでは、国民の反対により、(国民総背番号制・国民皆登録証携帯制)を撤回している。

⑤ 日本税理士会連合会「平成17年度・税制改正に関する建議書」

また、日本税理士会連合会は、「平成17年度・税制改正に関する建議書」の中で次のように建議している。「納税者番号制度の検討に当たっては、税務に関する個人情報を十分に保護する制度を構築した上で、国民全体に関わる制度であるとの認識の基、具体的構想を提示し国民の理解を求める。そして、その理由として納税者番号制度は、課税漏れのない適正な所得課税や資産課税の実現に寄与するとともに、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられる。金融所得課税の一体化の観点から、納税者番号制度は、金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要であるとされている。しかし、納税者番号制度が導入された場合には、他人に知られたくない個人情報も効率的に収集され、さらに納税者番号の民間利用を認めると民間でのデ

一タバンクの構築も可能となり、その結果、情報が濫用されるおそれが生じる。したがって、納税者番号制度の導入に当たっては、情報保護制度をどのように構築するかが極めて重要な問題となる。現行の行政機関個人情報保護法では、相当な理由がある場合には個人情報の目的外利用の禁止が解除される場合もあり、また、税務に関する情報で一定のものは不開示情報とされている。少なくとも納税者番号により収集された税務情報は開示対象とし、本人による情報アクセスと情報訂正請求を認め、税務目的以外への利用は禁止しておくべきである。また、制度導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関など具体的な内容を示したうえで、導入や維持に要する行政におけるコスト及び民間が負担するコストを試算し、費用対効果の面からも検討する必要がある。なお、納税者番号制度は適正な課税を目的とするものであるとの観点からは、希望者だけが番号を利用する納税者選択制は導入すべきではない。納税者番号制度は国民全体に関わる制度であり、納税者にとっても利便性のあるものでなければならない。金融所得課税導入だけのための議論ではなく、その将来像を見据えたうえで国民に一層の理解を求めていく必要がある。」

⑥ 戸籍制度と納税者番号

また、日本は欧米と異なり戸籍制度が存在する。戸籍制度は東アジア固有の制度で日本では古代、大化の改新の時に律令制を制定し、戸籍制度を導入した。それで、国は戸籍により個々の家族構成を具体的に把握出来ることから班田収授を行い徴税することが出来た。

しかし、戸籍は中国の家族制度である小家族集団、戸を基にしたものであるため、日本の社会構造である家とは実情が異なるものであった。平安時代になって律令制衰退後、戸籍制度は、事実上消滅した。明治5年に戸籍制度が復活した。この戸籍は「新平民」や「元えた」などの同和関係の旧身分や、病歴、犯罪歴などの記載があることから、現在は各地方方法務局の倉庫で保管されている。しかしこれらの情報が漏れている可能性もある。また、この戸籍制度が戦前の徴兵制を支えたということもある。日本が欧米に比べ納税者番号について拒否反応が強いのはこのような独自の文化、歴史という事情もある。

⑦ 反社会的勢力と納税者番号

けれども、地下経済と反社会的勢力に対して、納税者番号は大変有効である。JASDAQ、マザーズ、ヘラクレス等の新興市場では、近年反社会的勢力によるこれらの市場での株式公開で資金を得ようとする動きが特に強まっている。新興市場の場合、会社設立後の比較的短期間で株式の公開を果たせるためキャピタルゲイン獲得が比較的容易である。また、反社会的勢力は投資組合（いわゆるハゲタカファンド）を利用して資金難になった公開会社の新株予約権、私募債、MSCB、DESにより株を取得した後、株価操作により不当な利益を得ることも多い。反社会的勢力による不当な経済活動は更に大規模化している。また、日本の司法・行政は欧米に比べて利益相反行為に極めて寛容であることから、経営者や金融機関は自己の利益を獲得するために恣意的に行動出来る。

また、平成14年10月に出された竹中平蔵の金融再生プログラムは、主要銀行の不良債権を問題にしていた。平成16年度には主要銀行の不良債権比率を平成14年10月30日当時の半分程度に低減させることを強制した。更に不良債権処理のためには再生ファンドの利用をも提案していた。しかし、再生ファンドにはハゲタカと呼ばれていることから分かる様に反社会的勢力と関係を持つものも多い。再生ファンドにはバミューダ、ケイマン、香港等のタックス・ヘイヴンを利用して租税を回避するものもある。再生ファンドがマネーロンダリングに協力している可能性もある。

⑧ 結論

以上のことから、納税者のプライバシーについて様々な意見のある納税者番号については、時間を掛けて論議し国民全体の合意を待つこととし、先に金融番号を創設すべきであると考え。現在の日本の証券市場や商品先物市場は、

ニューヨーク、シカゴ、ロンドンだけではなく香港や上海にさえ劣後している。

外国投資家の日本の行政や司法に対する不審が背景にある。金融・投資活動を行うすべての法人と個人に金融番号を賦課し、不透明な取引を排除することは税務だけではなく、経済にもメリットが大きい。英国は、製造業は衰退したが、金融ビッグバンにより金融市場を改革し金融大国として再起した。金融経済を活性化することで経済を成長させる金融立国により再起を図りたい。

(3) 外人（外人労働者・移民）納税者番号

米国の納税者番号、社会保障番号（Social Security number, SSN）は、米国において市民・永住者・外国人就

労者に対して発行される 9 桁の番号。社会保障番号の元来の目的は、社会保障プログラムの中で個人個人の収支を記録するためのものであったが、アメリカ国内での身分証明として使用されることとなった。

アメリカでは社会保障番号を持たないことも選択できる。しかし、社会保障番号をもたずにローンや銀行口座の開設など、合法的な金融活動に参加するのは難しい。米国では、銀行口座の開設、クレジットカードの発行、家の賃貸、ガス・電力会社・水道の契約、子供を所得税制上の扶養家族とすること等に社会保障番号 (SSN) は必要とされる。

また内国歳入庁が、すべての企業に対し、従業員に社会保障番号 (もしくは代替できる ID ナンバー) の取得を求めている。このため、番号を持たない者は、就労が困難である。また、年金番号にもなっている。このように、生活の全てに社会保障番号 (SSN) が要求されるため、米国では社会保障番号 (SSN) がないと生きていけない。

内国歳入庁が、企業に対し、従業員の社会保障番号の取得を求めていることが、不法就労に歯止めをかけている。また、社会保障番号を持たない者は米国内での就労が困難であるため、移民や外人労働者にとって、社会保障番号 (SSN) の取得はステータスになっている。

日本においても、今後、納税者番号の取得が、就労の許可の証明書になる可能性が高い。納税者番号は外人の母国の納税者番号とリンクすることが望ましい。

近年、発展途上国でも納税者番号に対する関心は強い。日本の姉妹都市となった外国の都市の住民台帳に日本型の納税者番号を入れることで、派遣元の外国都市と受け入れた日本の都市の住民台帳を納税者番号で連動させたい。今後、フィリピンやインドネシアのリゾートや老人ホームで生活する日本人も増える。税金だけではなく、身元の照会等、多くの問題で自治体間の連携は必要になる。

IV 消費税

1. 短期的課題

① 税率引き上げ

消費税の引き上げは消費者の購買意欲を損なう。経済が活性化するまで消費税税率引き上げの議論は凍結すべきである。けれども、少子高齢化がすすめば財政赤字は深刻になる。移民の受け入れは重要である。地方消費税を国民年金の原資としポイント制で年金の受給額を決めるのであれば移民を受け入れた地方は地方消費税を下げ、移民を拒否した地方の消費税を上げることができる。移民と国民年金により地方消費税税率を決定したい。

② 目的税

目的税は税の用途を限定する。財政の柔軟性を損なう。消費税を目的税とすることはできる限り避けるべきである。しかし、前述のように地方消費税率を移民と国民年金により地方消費税税率を決定するというように納税者の努力を喚起するような場合には目的税とすることも認められるのではないかと考える。

③ 複数税率

税制は簡素が良い。複数税率は税務を煩雑にするだけでなく脱税・節税を増加させる。高度な脱税・節税技術を持つ租税専門集団の利益を増やす。前述のような事情がない限り複数税率は好ましくない。

④ 逆進性対立

消費税の逆進性対立について、低所得者へ配慮する必要がある。複数税率、食料品など生活必需品への軽減税率の適用は業者への事務負担が多い。消費者も混乱する。現在、提案されている諸案の中では給付付き税額控除制度が望ましい。なを食料品など生活必需品の生産業者へ助成金を支給することで価格を下げることで軽減税率の代わりとすることを考えてもよいのではないかと考える。

⑤ インボイス (中小企業のため消費税の改正)

消費税には大企業優遇税制ではないかという批判がある。それは輸出が免税だからである。消費地課税主義と

輸出を増やすことが国益に成ることを理由として輸出は消費税が免税である。けれども輸出を行なうのは大企業である。中小企業が下請けとして作った製品、部品等を大会社は輸出し還付金を受け取る。

しかし中小企業には消費税が還付されることはない。大企業が自社で部品を製造する場合は免税なのに、下請けが製造する場合には課税というのも説明が付かない。輸出を増やすことが国策であるのであれば、部品を製造する下請け企業も免税にすれば、もっと輸出が増える。インボイス等の裏づけ資料に因って下請け企業が製造した製品、部品が輸出されていく流れを明らかにすることで下請けの中小企業にも消費税の輸出免税で還付出来るのであればインボイスに賛成したい。

2. 中・長期的課題

(消費税を市町村税とすること)

米国では消費税はない。しかし、州ごとに消費税と似た売上税がある。売上税は州だけでなく、市町村でも課税できる。売上税の無い州や市町村もある。

我が国でも、自治体ごとに消費税率が異なるのであれば、住民は税制を比較できる。

現在の消費税の増税問題は少子高齢化が根底にある。大規模な移民が求められる。しかし、移民に反対する人も多く、日本では移民が進展しない。日本を二つにわけたい。

移民を受け入れる地域と受け入れない地域にである。

移民を受け入れない地域では、少子高齢化を防げない。

移民を受け入れないのだから、増税を負担するのは当然である。

移民を受け入れ、移民を地域に融和させた地域が減税の恩恵を受けるべきである。

移民を受け入れた自治体では消費税増税分を年金の積立金にすることを考えても良い。

移民には長所と短所がある。よく考えた上で、住民が選択するのが望ましい。

市町村単位の選択であれば転居により税制の選択も可能になる。そのため、税制にも市場原理が働くようになります。高度な住民自治を実現するためには、住民が他と比較・選択できる税制が強く望まれる。

V、地方税

1. 短期的課題 適正な課税自主権の発揮

① 再建築価格の見直し

<http://ameblo.jp/sankeiouen/entry-10469791246.html>

「1949年、日本の固定資産税制制定にあたり、ヨーロッパ型の賃貸価値を課税標準とする案もあったようですが、シャープ勧告により、アメリカ型の資産価値を課税標準にさせられてしまいました。しかし、資産価値といっても、アメリカはまだマシで土地建物を一体とした流通価値を課税標準としているのに対して、日本は土地と建物を分け、土地を流通価値、建物を再建築価格として別々の課税基準を設けてしまったのです。日本の建物固定資産税は収益力が下がって、流通価格が下がっても、『再建築価格』は下がりませんから、収益力と流通価格が弱った資産でも高い固定資産税がかかり続けるのです。これが、日本の建物固定資産税の欠陥です。日本では、福岡県での実例として、再建築価格 5 億円の建物が、疲弊地域に存在し、老朽化し空きビルとなり、流通価格としては 0 円としか見られないのに…つまり買手がいないのに…課税評価額の再建築価格が 5 億円であるために、「建物の固定資産税」が毎年 800 万円もかかるといった荒唐無稽な事が起こっています。その他にも、流通価格が 1000 万円しかないのに、固定資産税が年間 200 万円といった例も珍しくありません。このような建物を抱えた場合、買手が付くはずがなく、つまり、逃げ出すことは出来ず、破産する以外ありません。そして、現在の日本では、固定資産税滞納による差し押さえが全世帯の 5~6%にも達し(福岡県の例)、多くの市民が破産の危機に立た

されています。」

上記記事にあるように『再建築価格』の問題は深刻である。土地建物を適正な流通価格による時価により公正に査定することを強く望む。

② 償却資産税

償却資産とは事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となる。償却資産については登記等により把握できないため申告により償却資産を把握し課税をする方式を取っている。付加価値の源泉である償却資産に対しても固定資産税が課されることが企業の設備投資意欲を低下させるなどの問題を指摘する意見もある。

また、航空会社はタックスヘイブンに設置した匿名組合に航空機等を購入させ、固定資産税を逃れている可能性がある。例えば、パリと東京（成田）を往復する飛行機の場合、どちらを登録地にしてもかまわない。けれども、航空会社が直接、パリで航空機を登録したのでは固定資産税脱税が露骨だと思う。リースの場合、匿名組合が支払った固定資産税がリース料に含まれることになるので脱税を隠蔽することが容易になる。

便宜置籍船も問題である。便宜置籍船とは、その船の事実上の船主の所在国とは異なる国に籍を置く船をいう。外国船籍を誘致したい国は政策によって、船舶の所有や置籍で生ずる税金を低くする。そのため税金逃れと乗員の国籍要件等に関する規制を緩やかにするために便宜置籍船が発生する。

しかし、近年、海賊の被害が深刻である。このため、以下の処置がとられるようになった。

http://iitaizou.at.webry.info/200607/article_7.html

「多発する海賊対策として政府は1日、船舶の登録制度を見直す方針を固めた。日本企業が外国に所有する船舶（便宜置籍船）のうち、タンカーなどエネルギー輸送船に限り一定の条件を満たせば「日の丸」の掲揚を認め、政府の保護対象とする。船舶は、国際法上は旗国（掲揚する旗の国）が管轄し、海賊やテロに遭えばその旗国が救出や解決に当たる。」

しかし、日本国内に船籍が無いにもかかわらず「日の丸」の掲揚を認め自衛隊が保護するのも奇妙である。納税者のモラルの問題もある。また、償却資産税は固定資産税であり市町村税である。国税ではない。このためマルサの調査もない。市町村の税務課に国際調査する能力はない。便宜船置籍に関する税制を見直すべきである。具体的には独立した専門的な国際税務調査機関を設置し、タックス・ヘイブン、移転価格、便宜船置籍の問題を国税・地方税等を一任するということである。

2. 中・長期的課題 固定資産税の課税適正化

① 固定資産評価審査委員会

固定資産税は路線価と異なり3年に一度の固定資産の評価替えで決定します。このため土地の暴落時には時価よりも高い評価固定資産課税台帳価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申出ることができます。しかし固定資産評価審査委員会は委員の選任が不透明で形骸化しています。固定資産評価審査委員会を独立した公選制にすることで公平な審査を実現したい。また横浜市は広く固定資産評価審査委員会を維持し難い。鶴見区に固定資産評価審査委員会を公選で設置し委員の選任を透明にすることで活性化したい。

参考：オランダでは不動産評価は不動産税法に基づき公平中立な不動産業者で委員会を作り、そこで評価額が決定される。（自治体国際化協会）

：アメリカの ASSESSOR（課税評価官）

日本の固定資産評価員制度のモデルとなったと思われる課税評価官は、選挙等で選任され、自己の名義で評価通知書又は課税通知書を送付し、不服申し立ての第一次の名宛人となり、非常に重要な post である。一般的に、北部の州では、市町村が評価の主体となり、南部では、county が評価の主体となるようであったが、課税評価官は、それぞれ主体となる自治体に属する（独立性は強い。）日本の固定資産評価員制度は形骸化しており、アメリカの制度を参考に再度見直す必要があるのではないか。

（財）資産評価システム研究センター 評価センター閲覧室

http://www.recpas.or.jp/jigyo/report_web/html-e/hone022.htm

② 固定資産評価審査委員会を鶴見区に設置すること

固定資産税は路線価と異なり 3 年に一度の固定資産の評価替えで決定します。このため土地の暴落時には時価よりも高い評価固定資産課税台帳価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申出ることができます。しかし固定資産評価審査委員会は委員の選任が不透明で形骸化しています。固定資産評価審査委員会を独立した公選制にすることで公平な審査を実現したい。また横浜市は広く固定資産評価審査委員会を維持し難い。鶴見区に固定資産評価審査委員会を公選で設置し委員の選任を透明にすることで活性化したい。

参考：オランダでは不動産評価は不動産税法に基づき公平中立な不動産業者で委員会を作り、そこで評価額が決定される。（自治体国際化協会）：アメリカの ASSESSOR（課税評価官）

日本の固定資産評価員制度のモデルとなったと思われる課税評価官は、選挙等で選任され、自己の名義で評価通知書又は課税通知書を送付し、不服申し立ての第一次の名宛人となり、非常に重要な post である。一般的に、北部の州では、市町村が評価の主体となり、南部では、county が評価の主体となるようであったが、課税評価官は、それぞれ主体となる自治体に属する（独立性は強い。）日本の固定資産評価員制度は形骸化しており、アメリカの制度を参考に再度、見直す必要があるのではないかと考える。

（財）資産評価システム研究センター 評価センター閲覧室

http://www.recpas.or.jp/jigyoreport_web/html-e/hone022.htm

③ 学校税（教育委員会）

1948 年に教育委員会が設置された当時、教育委員会は地方自治体の長から独立した公選制・合議制の行政委員会で、予算・条例の原案送付権、小中学校の教職員の人事権を持っていた。しかし 1956 年に公選制の廃止と任命制の導入が行われ教育委員会による予算案・条例案の送付権が廃止された。教育委員会が公選制でないために文部行政の末端となっている。更に教育委員会には市町村教育委員会と都道府県教育委員会があり都道府県教育委員会が市町村教育委員会の独自性を阻害している。文部科学省や都道府県教育委員会から独立した公選制教育委員会を設置すべきである。公選制教育委員会により幼稚園から高校の教育体制を完成させたい。また地域コミュニティの社会教育・生涯学習部門を管理・運営し地域を振興したい。地域内の学校が安全で教育レベルが高い場合、土地の地価が高く、地域の固定資産税の税収を増やす。不良の多い学校の周辺は土地の時価も低くスラム化する傾向がある。自治体ごとに固定資産税に学校税を上乗せできる税制改革が望まれる。固定資産税が高くなっても、不良が少なくなることから環境はよくなり土地の時価が高くなるため納税者の不満は少ない。

注：三の海外の自治体参考事例 アメリカの学校区は課税権や借入権限を有する独立した政府機構である。固定資産税は学校区の唯一の主要地方財源である。

VI 環境税

1. 短期的課題 石炭石油税上乗せの見直し

現在は円高である。今であれば石炭石油税上乗せも企業は許容できる。しかし、為替が円安になれば企業は石炭石油税上乗せを許容できない。為替の動向に連動する柔軟な税制が望まれる。

2. 中・長期的課題 エネルギー税制全般の見直し

環境税は東アジア全体で考えるべきである。環境税は日本だけではなく、中国と韓国と同条件で同時期に実施すべきである。日本だけで環境税を施行するのであれば製造業において製造原価が増加する。

VII、その他

1. 短期的課題

（租税教育）

租税教育で最も重要なのは租税の歴史である。しかし、租税教育では租税史が軽視されている。今日の税制改正は中央集権から地方分権に変わる変革期に対応するものである。大化の改新で確立された律令制は平安時代に崩壊し鎌倉幕府が成立した。今後の道州制等の改革は鎌倉幕府の成立に匹敵する地方分権への変化である。租税は財源と事業が国から地方へ移るため劇的に変わる。租税教育は過去の荘園公領制、江戸時代の村受け、町受けといった租税の請負いの仕組みを子供たちに教えることは重要である。

2. 中・長期的課題

① 格差是正

現代は生まれながらの家柄よりも学歴、資格を人の評価の基準とする。しかし、学歴、資格を取得するには学業に専念できる環境が必要である。私立名門校の学費を負担できる富裕な家庭の子が貧しい家庭の子よりも有利になる。このため、格差は学歴、資格から生じることが多い。家庭の経済的な格差が学力の格差につながることもある。金持ちの子供が貧乏人の子供より優れた教育を受けられるのが現実である。また、受験偏重主義による弊害も大きい。格差社会を是正し、活力のある社会の再構築には学歴、資格を根本から見直す必要がある。

② キャリア制度の見直し

高学歴・高資格の頂点にあるのは高級官僚とその候補生の登用、昇進のシステム・キャリア制度（国家公務員上級試験制度）である。採用時の試験区分によって選抜された幹部候補グループ（キャリア）は、その他の職員（ノンキャリア）より早いスピードで昇進する。出世競争から脱落した者も省庁の地方支分部局、地方公共団体、外郭団体などの幹部職員として出向、民間企業に再就職、政治家に転身する。天下りの弊害もはキャリア制度から派生している。出身大学では東京大学卒が多く、これも問題である。

明治以来の高等文官制度、及び戦後のキャリア制度は、世襲、職員間の過当競争を回避し、日本の近代国家化・発展に大きな役割を果たした。しかし、近年では官僚の社会経験の乏しさ、出身校の偏り、旧態依然とした硬直的な人事制度等が、批判されている。キャリア制度では、ノンキャリアは高位の職への昇格・昇進が望めない。そのため、ノンキャリア職員のモチベーション維持や、キャリア職員との感情的な軋轢などが問題となっている。

また、近年ではノンキャリア職員の高学歴化が進み、キャリア職員との待遇の格差も問題になっている。抜本的改革のために、国家Ⅰ種・Ⅱ種試験の統合・再編、キャリア制度の廃止の主張がされている。2008年に成立した国家公務員制度改革基本法においては、2012年を目処に現行の国家Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、新たに「総合職」「一般職」「専門職」区分による採用試験を導入することが予定されている。幹部候補の育成については、幹部候補育成課程を設けることとし、課程対象者の選定については、採用後、一定期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて随時行うものとしている。しかし、改善はされるにしても根本的な解決にはならない可能性が高い。

また、日本の官僚試験は中国の科挙がモデルである。欧米の制度ではない。明治維新には崩壊した律令制の復興の側面がある。廃れた科挙の試験科目を儒学から洋学に変えて官僚試験として復活させた。

*科挙

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%91%E6%8C%99>

「明代に入り、科挙の受験資格が基本的に国立学校の学生に限られたために科挙を受ける前に、国立学校の学生になるための試験を受ける必要があった」「日本でも、平安時代に科挙が導入された。その後、律令制の崩壊とともに廃れた。しかし、明治政府では、日本にも科挙形式の官僚登用制度が導入された。1894年に始まった高等文官試験は科挙を参考にして作られた制度であり、試験科目は儒学ではなく、西洋の近代学問となった」*

根本的な解決には、キャリアの登用にもインターネット大学・大学院を活用することにある。しかし、インターネット大学院には未だに法科大学院、会計大学院は創設されておらず、働きながら司法試験、会計士試験に受かることが、できない。最も難関とされる財務省キャリアの場合、国家公務員採用試験の上級甲またはⅠ種に合格して中央省庁に採用された人達である。国税庁の職員は財務省採用キャリアと国税庁採用キャリアがある。これに対し、ノンキャリアには国税庁、国税局の基幹職員として採用された上級乙またはⅡ種国家公務員試験採用者、大学卒業の職員を対象とした国税専門官試験採用者（専科）、高校卒業の職員を対象とした初級試験採用者（普

通科)がある。財務省キャリアの採用試験は日本で最も難関と言われる試験であるが、国税専門官試験や初級試験もかなり難度は高く、その能力は一般的な水準でいえばかなり高い。また、財務省の官僚は現場の経験は足りない。そのため、現場での視点で税制を構築することに疑問がある。現場経験の豊富な人達を官僚にするバイパスの構築が望まれる。現在、道州制の議論では道や州に財政運営の権限や立法権を与える案も検討されている。そのように権限が移譲されれば、キャリアは道や州ごとにも置かれることに成りその総数は増える。また、近年、司法試験改革や会計士試験改革が行われ、司法試験・会計士試験は以前ほどの難関ではなくなった。法科大学院、会計大学院が創設されたことによる改革だった。今後、キャリアの多くが法科大学院、会計大学院出身で司法試験、会計士試験合格者から選ばれることが予想される。しかし、インターネット大学院には未だに法科大学院、会計大学院は創設されておらず、働きながら司法試験、会計士試験に受かることは出来ない。また、近年、パソコン等の普及により記帳は手作業でなくなったため、記帳能力よりも法的判断がより重視されるようになった。このため、インターネット大学院に法科大学院、会計大学院を創設し、働きながら司法試験、会計士試験に合格し易くする制度は税務署職員と納税者の双方に有益と考える。そして、このように働きながら司法試験、会計士試験に合格した者を評価する制度を考えたい。このような試験合格者の中から現場経験豊かなで、人格の優れた人間をキャリアとすることを提案したい。このようにキャリアの選抜を改革すれば、現場において必要な人間形成をした人間を財務省のリーダーとすることが出来る。受験勉強で優秀だからといって、人格が優れているということではない。逆に受験勉強に時間を取られることから、世事に疎いということもある。また、下積みの経験が少ないため、思いやりや配慮に欠けることも起きる。それに比べ、現場経験豊かな税務署職員は法人会や民間と接点が多く、中小企業の実情にも明るい。このような人達を官僚とすることが出来るのであれば、法人会会員の中小企業にも大きな支援になる。また、近年、パソコン等の進化により従来の官僚に要求されていた優れた記憶力による事務能力も必ずしも要求されなくなっている。官僚に要求される能力も時代とともに変わる。

③ 税理士、会計士試験の改正

「税理士試験制度改革に関する意見」 神津 信一

「公認会計士試験受験者の増加と税理士試験受験者の減少 公認会計士試験合格者は、平成15年度までは1200人程度であったが、16年度からは3千人を超える合格者が続き、受験者も大幅に増加している。一方、税理士試験受験者は、この3年間で4400人程度減少し、合格者は毎年1千人前後と変わっていない。」

「公認会計士試験制度の改正により若い受験生が公認会計士試験に流れるケースが増えている。若い受験生が、税理士試験には見向きもせず、公認会計士試験に向かうという」

上記のように会計士試験が容易になったことから税理士試験受験者が減少している。会計士試験だけ改正し、税理士試験を従来の通り行っているため、このような事態になった。税理士試験には問題が多い。出題者が大学の教授であるため実務的ではないという批判がある。落とすための試験である。業界の過当競争を防ぐために新規参入者を減らすための試験である。消費者のための試験であるという基本が忘れ去られている。これでは本末転倒である。また、税理士の資格は試験合格者のみならず、試験免除者、公認会計士、弁護士に与えられている。税法を知らない弁護士が無試験で税理士になることができる。簡単に入学できる大学院に行って他人の論文を写して修士になることで税理士試験を科目免除にできる。以前は、裏口入学で大学院に入学し、試験を受けることなく、税理士になる2代目・税理士が、いたほどである。金で税理士になることができたのである。さすがに、この問題だけは、会計と租税法を修めダブルマスターとして大学院を卒業しても全科目を免除できなくなったため、改善された。しかし、裏口入学大学院による科目免除の問題は残る。

会計士試験は税理士試験よりも改正された。しかし、不完全である。一層の改正が望まれる。

20世紀の日本の会計士試験は評判が悪かった。新規会計士の参入を防ぎ既存会計士の利益を守るという批判があった。それに、20世紀の日本の会計基準には年金会計もリース会計も税効果会計もなかった。連結会計も軽視されていた。20世紀の日本の会計は50年遅れているといわれていた。21世紀になって、日本の会計も順次、国際会計基準を導入し新会計基準になった。ところが20世紀末の日本の会計士試験は今よりも難しかった。難問、奇問の多い落とすための試験だったからである。日本の会計士試験の出題者は税理士試験と同じく大学の教授だった。アカデミックではあったが実務的ではなかった。このため試験勉強が実務では無駄になることが多かった。21世紀の日本の会計士試験も改革はされたが合格の定員を定めた落とすための試験であることに変わりはない。昔に比べて少なくなったが難問、奇問はある。新規会計士の参入を抑え既存会計士の利益を守るギルド的な考え方が今でも残る。日本の会計も新会計基準でかわったが、国際会計基準ではない。日本も2011年に国際会計基準の導入が決まっている。また、司法試験は米国をモデルにして導入された法科大学院により全面的に変わった。

しかし、会計大学院は法科大学院のようなメリットはなく改革は不十分である。日本の会計サービスは消費者に評判が悪い。本来、会計士試験等では消費者が必要とする会計知識、技術を問うべきである。米国では受験生の利便性を考えて試験制度を改革した。試験センターのパソコンで受験できるようになった。試験は日曜日と調整期間を除いていつでも受けられる。受験生は年 4 回、希望する日に受験できる。米国の資格試験は試験センターで毎日、実施する。受験生は都合のよい日に受験できる。土曜でも受験できる。米国の資格試験は働きながら受験する人に親切である。1 科目ごとに合格することもできるようになった。このため働きながら受験する人にとって利便性は著しく向上した。年間の合格者は 3 倍になったという。米国の会計士試験は実務にかかわる問題も多い。実務に従事する人間に有利な試験である。試験センターにあるパソコンで受験しシミュレーション形式の出題がされる。(会計の現場ではパソコンに熟練していなければ役に立たない) 日本の会計士試験を受験する人は浪人か学生である。米国の会計士試験では働きながら受験する人が多い。米国公認会計士試験はコンピューター化による受験生の利便性の向上と実務者向けの出題により合格者が三倍になったという。

税理士試験・会計士試験の問題点は明らかである。新規会計士の参入を抑え既存会計士の利益を守るギルド的な考え方による落とすだけの試験であることである。本来の会計サービス・税務サービスの消費者が必要とする会計知識、税務知識、技術を問うべきなのである。そのためには大学教授ではなく、会計士会・税理士会が選抜した実務家グループに試験を実施させるべきである。また、積極的にインターネット大学院を活用し予備試験等にネットとパソコンを使用すべきである。現在の税務・会計はパソコンとネットに熟練する必要がある。この技術について税理士試験・会計士試験は十分に試験をしているとはいえない。米国に比べて遅れている。また、これらの問題について会計サービス・税務サービスの消費者団体である法人会から今まで何も要望が出されていない。会計サービス・税務サービスの消費者も、この問題について無関心すぎたように思う。